



経済産業省
中部近畿産業保安監督部近畿支部

令和6年度 電気使用安全月間セミナー



令和6年7月

中部近畿産業保安監督部近畿支部

電力安全課

まえがき

ここ数年、我が国経済・社会活動に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が変更されてから1年が過ぎ、日々の生活や社会活動はコロナ禍前を凌ぐ状況も見られるほどに回復してきました。

しかしながら、長引くロシア、ウクライナ問題や中東における紛争など、不安定な国際情勢に伴う原燃料やエネルギー価格の高騰、労働力不足等の影響により、国内経済の見通しは依然、不透明な状況です。

一方、自然災害については、本年1月1日に能登半島において最大震度7の地震が発生し、生活インフラを始め各地に甚大な被害をもたらしました。現在も復旧、復興の途上であり、被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

この地震では半島という地理的条件における復旧、支援活動の課題が顕在化し、大規模自然災害時の産業保安での対応に関しても、例えば事故発生箇所の状況把握等へのスマート保安技術の活用等の新たな教訓が得られたところです。

当支部といたしましても、得られた教訓を基に、引き続き、迅速かつ適確な災害対応に努めてまいります。

さて、経済産業省では、感電等による死傷事故が発生する危険性が高い8月を電気使用安全月間と定め、関係団体とともに、安全運動を集中的かつ統一的に展開し、電気事故の防止を図っているところです。

こうした中、当支部管内において、昨年度は73件の電気事故が発生しており、死亡事故は発生しなかったものの、感電負傷事故が7件発生しております。

感電死傷事故は、例年、定期点検や工事中の事故が多くを占めており、これまでも当支部では、ウェブサイトや講習会等で事故防止の周知や注意喚起を行ってきたところですが、昨年度も設備の修理中に充電箇所の確認不足により作業者が誤って充電部に触れて感電負傷した事故や設備の交換作業中に現場の情報伝達不足のため作業員が感電する等の負傷事故が発生しております。

これら修理、交換等の工事の作業にあたっては、電気主任技術者を主体として、充電部に近接しないような作業計画の策定、また、充電部の防護対策、保護具の着用による作業者の安全対策等、事故の未然防止に係る取組みの徹底、強化をお願いしているところですが、あらためて保安教育等を通じた保安意識の向上および安全かつ確実な作業の徹底をお願いいたします。

当支部といたしましても、引き続きウェブサイトやメールマガジン、SNSの配信、電気使用安全月間説明会などを通じて、保安に関する情報提供を行い、電気事故の防止に努めてまいります。

本資料集は、電気使用安全月間を控え、皆様方の事業所における保安体制を再確認していただくことを目的として作成したものです。内容としましては、当支部の令和5年度に報告のあった「管内の電気事故」、「自家用電気工作物の立入検査結果」、「最近の関係法令の改正状況」等を掲載しております。

皆様方の事業場の実態や状況等に照らしてご活用いただき、電気保安のより一層の向上に役立てていただければ幸いです。

令和6年7月

中部近畿産業保安監督部 近畿支部
電力安全課長 田中浩明

目次

I. 令和5年度における管内の電気事故について	
はじめに	1
【1】電気事故の概要	1
【2】感電死傷事故	3
【3】電気工作物に係る死傷事故で感電以外のもの(感電外死傷事故)	9
【4】電気火災事故	9
【5】物損等事故	9
【6】破損事故	9
【7】供給支障事故	9
【8】自家用電気工作物からの波及事故	10
【9】社会的に影響を及ぼした事故	14
【10】おわりに	14
II. 令和5年度電気事故事例	
・感電負傷事故	16
・感電負傷・波及事故	22
・波及事故	23
・破損事故	24
・積雪による太陽電池発電設備の損壊事故防止に関する注意喚起	26
・電気事故速報(様式)等	29
III. NITEによる電気工作物の事故実機調査	32
IV. 詳報作成支援システムについて	34
V. 台風時の電柱倒壊等による停電防止のために 飛来物対策のお願い	42
VI. 令和5年度自家用電気工作物の立入検査結果について	
1. はじめに	44
2. 立入検査の内容	44
3. 立入検査結果を実施した事業場の概要	44
4. 立入検査結果	45
5. 立入検査結果を踏まえた留意事項	45
6. 立入検査による指導事例	50
7. おわりに	50
VII. 令和5年度電気保安法人の立入検査結果について	52
VIII. 自家用電気工作物の立入検査実施におけるお願い	54
IX. 保安ネットについて	55
X. 参考資料	
○最近の電気保安規制の見直し等について	61
○主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	64
○経済産業省告示第249号(平成15年7月1日)	65
○小規模事業用電気工作物の新制度について	74
○自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの 確保に関するガイドラインの制定について	82
○環境関連施設に係る手続きについて	84
○PCB含有電気工作物に係る手続について	88
○電気保安功労者表彰制度について	91
○電気事業法関係手数料について	92
○中部近畿産業保安監督部近畿支部の電気保安に係る手続きの 担当窓口について(電力安全課)	93
○中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課のウェブサイト、 メールマガジン及びX(旧Twitter)について	94

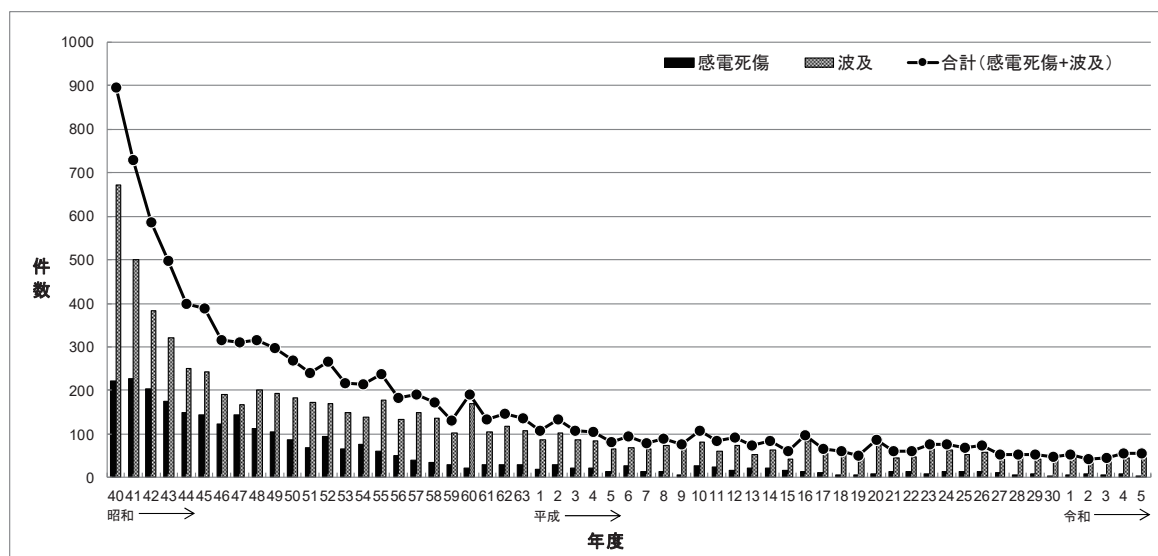
I. 令和5年度における管内の電気事故について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

はじめに

令和5年度に当支部管内で発生した電気事故のうち、電気関係報告規則第3条及び第3条の2の規定に基づき報告のあった電気事故について、その概要を紹介します。

電気主任技術者をはじめとする電気保安担当者(以下「電気主任技術者等」という)におかれましては、本資料を参考に今一度、電気工作物の施設状況及び保守保安体制等を再確認され、事故の未然防止、電気工作物の安全性の確保など自主保安の向上に努められるようお願いいたします。



第1図 事故件数の推移(昭和40年度～令和5年度)

【1】電気事故の概要

第1図に昭和40年度以降の事故件数(感電死傷事故及び波及事故のみ)の推移を示しています。昭和40年度には900件近い電気事故が発生していましたが、近年では50件程度の横ばいで推移しております。第1表に直近10年間の電気事故の種類別事故発生件数を示しています¹。

第1表 種類別事故発生件数(平成26年度～令和5年度) (単位: 件)

年度	感電	感電外	火災	破損・物損等	供給支障	波及	社会的影響	その他	累計
H26	15	3		2		38	1		59
H27	11	1	1	3		36			52
H28	7		2	5		36			50
H29	15		1	11	3	42			72
H30	7		1	31	1	43			83
R1	7		5	11		45	2		70
R2	10		5	23		34		2	74
R3	7		5	82	2	41	1		138
R4	11		2	68		46			127
R5	7		2	11	2	50	1		73

¹ 平成30年度以前の事故件数には発電所(火力発電所、太陽電池発電所等)の事故を件数に含めていませんでしたが、令和元年度より発電所を含めて計上しています。

第2表では、令和5年度に発生した電気事故件数を、事業用電気工作物の用途別に示しています。令和5年度は73件の電気事故が発生しました。事故の種類別でいうと、感電死傷事故が7件、電気火災事故が2件、破損事故が11件、波及事故が50件発生しました。波及事故が最も多く、全体の約68%を占めています。

第2表 電気工作物用途別事故発生件数(令和5年度発生分)

(単位: 件)

用途	感電	感電外	火災	破損・物損等		供給 支障	波及	社会的 影響	その他			累計
				物損等	破損				発電 支障	他社 波及	ダム異 常放流	
電気 事業用	1					2						3
自家用	6		2		7		50	1				66
小規模 事業用					4							4
計	7	0	2	0	11	2	50	1	0	0	0	73

第3表では、自家用電気工作物における電気事故について、受電電圧別に分類しています。高压の「100kW 以上500kW 未満」が最も事故件数が多くなっています。

第3表 受電電圧別事故発生件数(自家用のみ) (単位: 件)										
受電 電圧	受電電力	感電	感電外	火災	物損等	破損	波及	社会的 影響	その他	計
特別 高压		4				4				8
高压	1,000kW以上						7	1		8
	500kW以上 1,000kW未満						8			8
	100kW以上 500kW未満	1		1		3	30			35
	50kW以上 100kW未満	1					4			5
	50kW未満			1			1			2
低压										0
計		6	0	2	0	7	50	1	0	66

第4表では、自家用電気工作物における電気事故について、電気主任技術者の選任形態別に分類しています。選任形態が外部委託の場合において事故件数が多くなっています。

選任形態		感電	感電外	火災	物損等	破損	波及	社会的 影響	その他	計
選任	専任	4		1		4	2	1		12
	兼任						1			1
	許可						1			1
外部委託	保安法人	2		1		2	30			35
	管理技術者					1	16			17
未選任										0
計		6	0	2	0	7	50	1	0	66

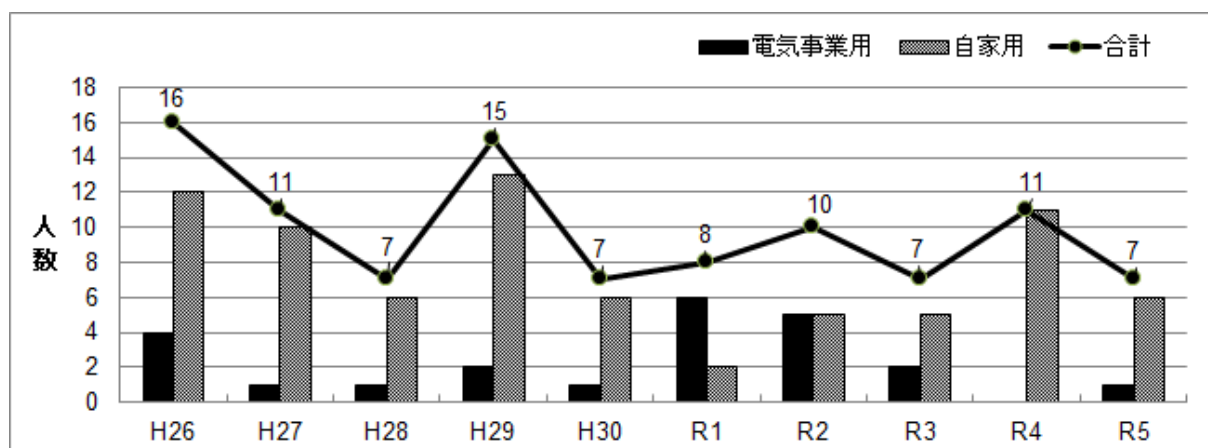
【2】節から【9】節においては、各事故種類別の詳細を説明します。

【2】感電死傷事故

感電死傷事故は電気事故の中でも重要視され、類似事故等が発生しないよう種々の防止対策が講じられていますが、残念ながら毎年発生しているのが現状です。

第5表 感電死傷事故の死傷者数(平成26年度～令和5年度) (単位:人)

区分			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
電気事業用	作業者	死亡				1			1				2
		負傷				1	1	2	3	1		1	9
	公衆	死亡	1						1				2
		負傷	3	1	1			4		1			10
自家用	作業者	死亡	2			3	2		1	1			9
		負傷	3	8	4	6	3	1	3	3	9	4	44
	公衆	死亡	2	1	1	1				1	1		7
		負傷	5	1	1	3	1	1	1		1	2	16
計	作業者	死亡	2			4	2		2	1			11
		負傷	3	8	4	7	4	3	6	4	9	5	53
	公衆	死亡	3	1	1	1			1	1	1		9
		負傷	8	2	2	3	1	5	1	1	1	2	26
合計			16	11	7	15	7	8	10	7	11	7	99



第2図 感電死傷事故の死傷者数(平成26年度～令和5年度)

第5表及び第2図は、過去10年間の感電死傷事故の死傷者数を示しています。令和5年度の感電による死亡者はいませんが、負傷者数は7人でした。

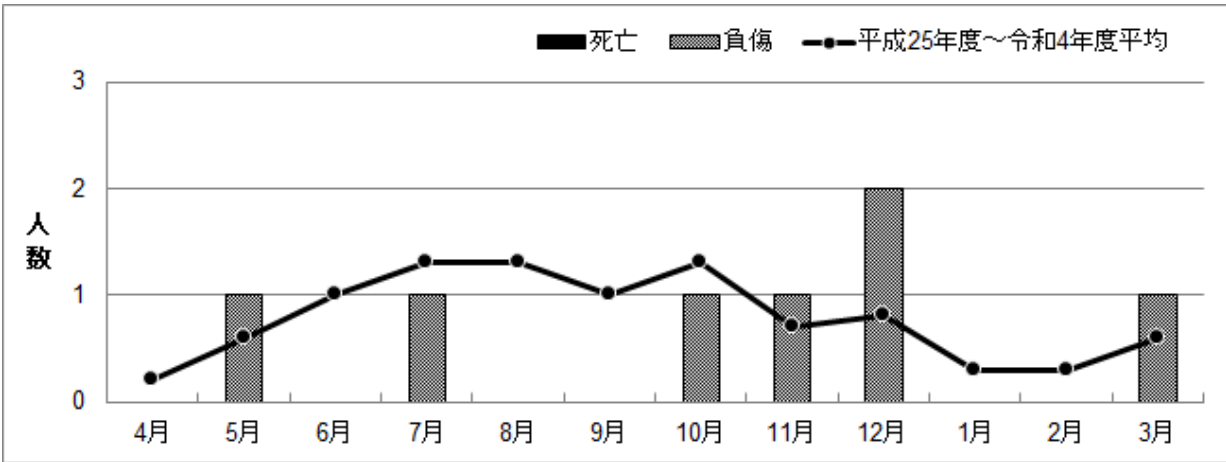
① 月別発生状況

令和 5 年度の感電死傷事故の月別死傷者数を第 6 表及び第 3 図に示しており、第 3 図では、10 年間(平成 25 年度～令和 4 年度)の平均もあわせて示しています。

令和 5 年度においては、全体的に晩秋から冬季にかけて集中していますが、10 年間の平均では夏季に集中しています。8 月は長期休暇があり、年次点検や改修工事などが実施される場合が多く、また、高温多湿による作業環境の悪さによる集中力の低下に加え、軽装による肌の露出、発汗による人体抵抗値の低下などが事故の原因となることがあります。さらに、冬季に関しては気温の低下によって、作業手順を省略、連絡事項の伝達がおろそかになるなどが事故の原因となることがあります。

第6表 感電死傷事故の月別死傷者数 (単位:人)

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気 事業用	作業者	死亡													0
		負傷								1				1	
	公衆	死亡												0	
		負傷												0	
自家用	作業者	死亡													0
		負傷		1					1	1				1	4
	公衆	死亡												0	
		負傷				1					1			2	
計	作業者	死亡													0
		負傷		1					1	1	1			1	5
	公衆	死亡												0	
		負傷				1					1			2	
合計			0	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	7



第3図 感電死傷事故の月別死傷者数

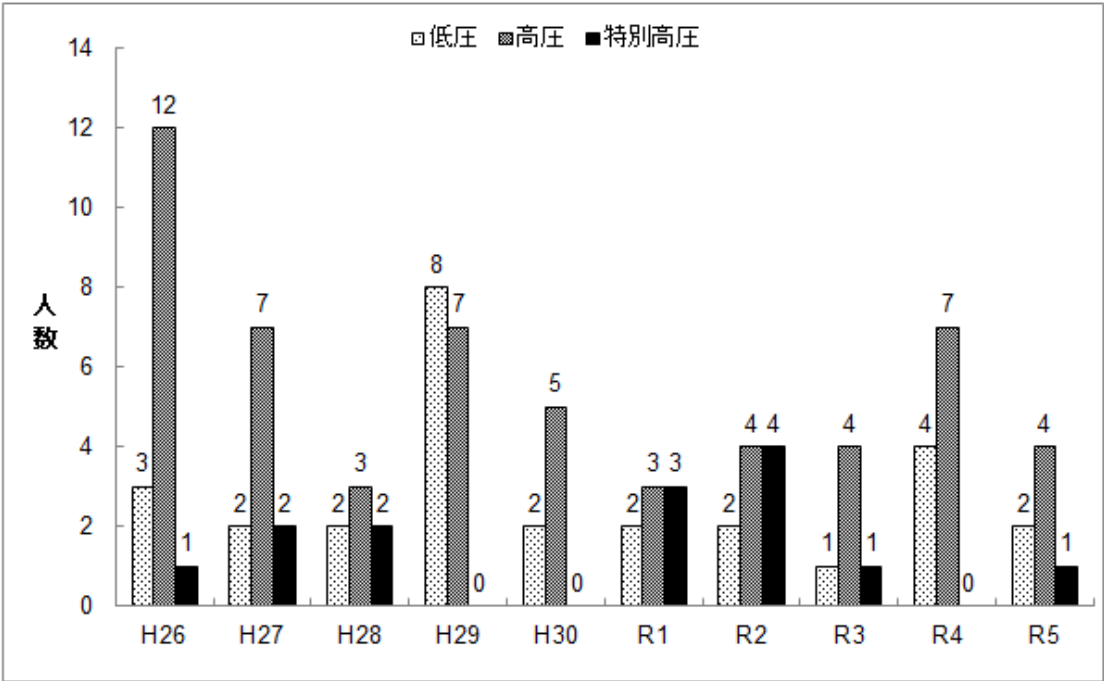
② 使用電圧別発生状況

第 7 表及び第 4 図に過去 10 年間の感電死傷事故の使用電圧別死傷者数を示しています。ここでは、実際に被災者が感電した電圧で集計しています。

令和5年度の死傷者数は、低圧で2人、高圧で4人、特高で1人です。平成26年度から令和5年度の合計において、負傷者数が最も多いのは高圧ですが、死亡者数については、低圧が最も多くなっています。低圧においても安全の確保を怠らないようにお願いします。

第7表 感電死傷事故の使用電圧別死傷者数(平成26年度～令和5年度) (単位:人)

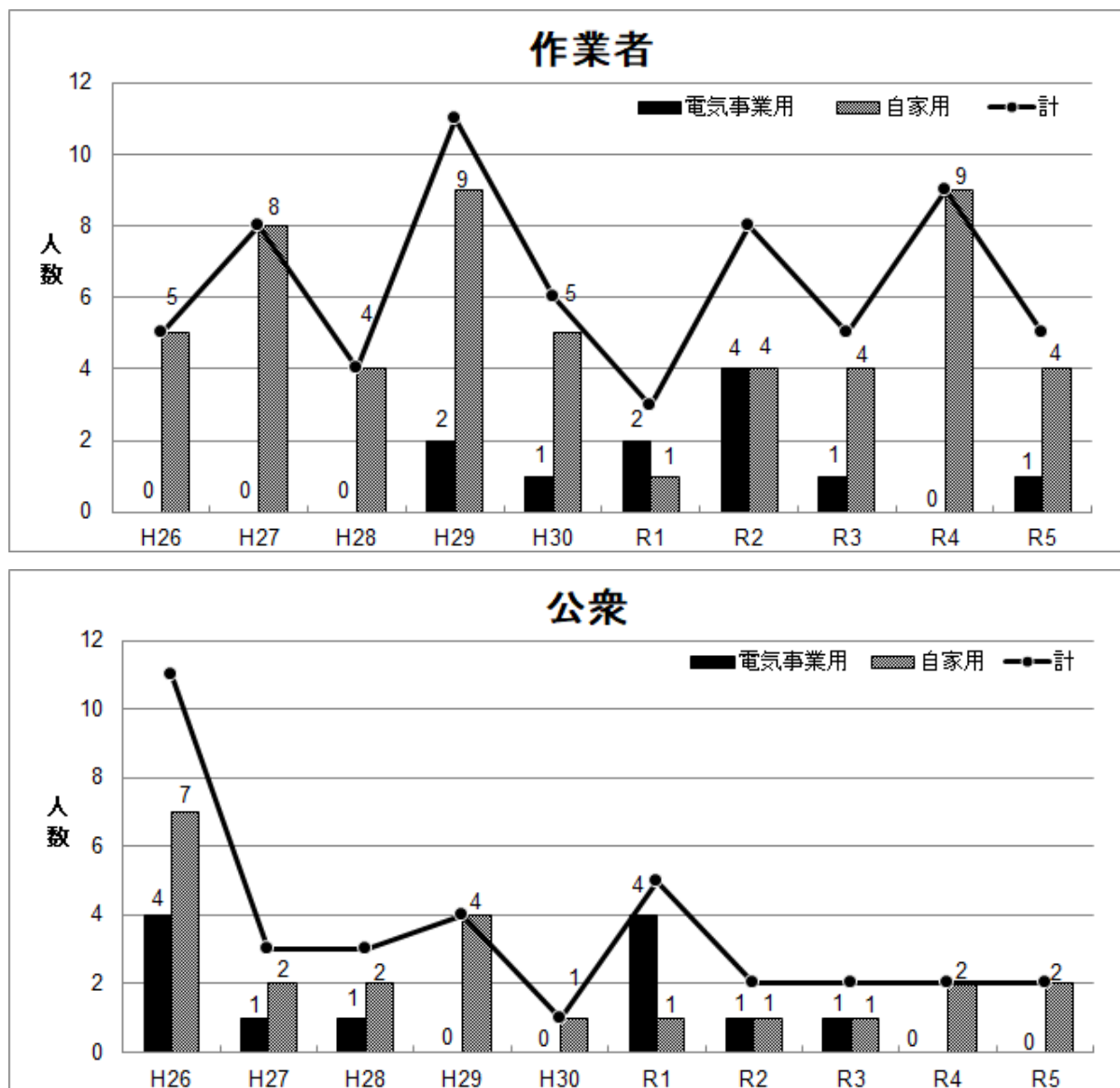
使用電圧		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
低圧	死亡	2	1	1	3			1	1	1		10
	負傷	1	1	1	5	2	2	1		3	2	18
高圧	死亡	3			2	1		1	1			8
	負傷	9	7	3	5	4	3	3	3	7	4	48
特別高圧	死亡							1				1
	負傷	1	2	2			3	3	1		1	13
合計	死亡	5	1	1	5	1	0	3	2	1	0	19
	負傷	11	10	6	10	6	8	7	4	10	7	79



第4図 感電死傷事故の電圧別死傷者数(平成26年度～令和5年度)

③ 作業員・公衆別発生状況

第 5 図は、過去 10 年間の感電死傷事故を作業員・公衆別に区分したものを示しています。なお、作業員とは自社又は自社の工事請負者の命を受けて電気関係の作業に従事している者をいい、公衆とはそれ以外の者をいいます。令和 5 年度の感電死傷者数は作業員が 5 人、公衆が 2 人でした。令和 4 年度に比べ、令和 5 年度は作業員の感電死傷者数が減少していますが、全体的には増減を繰り返し、横ばいとなっております。



第5図 感電死傷事故の作業者・公衆別死傷者数(平成26年度～令和5年度)

そのうち、充電部分の事前確認不足で感電負傷した事故が3件発生しています[事故事例1、3、4]。充電部の有無の確認、現場での作業前の打ち合わせ等の徹底、作業手順書の作成・遵守、保護具の着用・検電等の基本的な感電防止対策をお願いします。そのうち、公衆(電気設備の担当でない従業員)の作業員がキュービクル吊りボルト、ナットの交換作業のため、キュービクル扉を開放し、充電中のキュービクル内に手を入れ、受電用断路器に右手が当たり感電した事故が1件発生しました[事故事例3]。設置者及び電気主任技術者におかれましては、電気工事が行われる際は、事前に作業に携わる作業者全員に対して保安教育の徹底をお願いします。また、電気工事の有無にかかわらず工事を行う際は、必ず電気主任技術者等に連絡・相談する連絡体制を構築しておくようお願いします。

第8表は、感電死傷事故を使用電圧別、事業用電気工作物の区分別、及び作業者・公衆別に示しています。

第8表 感電死傷事故の
作業者・公衆・使用電圧別死傷者数(単位:人)

区分			低圧	高圧	特別 高圧	計
電氣 事業用	作業者	死亡				0
		負傷			1	1
	公衆	死亡				0
		負傷				0
自家用	作業者	死亡				0
		負傷	3	1		4
	公衆	死亡				0
		負傷		2		2
計	作業者	死亡				0
		負傷	3	1	1	5
	公衆	死亡				0
		負傷		2		2
合計			3	3	1	7

第9表は、作業者・公衆別に事故原因と発生場所を示しています。

第9表 感電死傷事故の原因別・発生場所別死傷者数

(単位:人)

原因		特高 電線路	高圧 電線路	低圧 電線路	受電所 引込線	特高機器 特高配線	高圧機器 高圧配線	低圧機器 低圧配線	その他	計
作業者	作業準備不良		1		1			1		3
	作業方法不良									0
	工具・防具不良									0
	電気工作物不良									0
	被害者の過失							2		2
	第三者の過失									0
	その他									0
	小計	0	1	0	1	0	0	3	0	5
公衆	電気工作物不良									0
	被害者の過失		1							1
	第三者の過失				1					1
	無断加工									0
	その他									0
	小計	0	1	0	1	0	0	0	0	2
合計		0	2	0	2	0	0	3	0	7

④年齢別・経験年数別発生状況

第10表は、作業者における感電死傷事故について、作業者の年齢・経験年数別、事故原因別、作業内容別に分類したものを示しています。経験年数をみると、3年以下が1人、7～10年が1人、21年以上が3人となっています。経験年数の浅い作業者より、中堅やベテランの作業者による事故の方が多く発生しています。慣れにより作業手順の確認や保護具の着用・検電等がおろそかになることがあります。安全確認を怠ることなく、初心に返り、若手の手本となるように安全作業を心がけていただくようお願いします。また、作業者への安全教育を確実にお願いします。

第10表 感電死傷事故(作業者のみ)の年齢・経験年数死傷者数 (単位:人)

区分		事故原因				作業内容		合計
		作業準備 不良	作業方法 不良	被害者の 過失	その他	工 事	点 検 清 掃	
年 齢	30歳未満							0
	30以上40歳未満		1			1		1
	40以上50歳未満	2				2		2
	50歳以上	1		1		2		2
経 験 年 数	～3年		1			1		1
	4～6年							0
	7～10年	1				1		1
	11～20年							0
	21年～	2		1		3		3
計		3	1	1	0	5	0	5

⑤感電事故防止のために

● 年次点検や工事等の作業時における留意事項

➤ 作業前の打ち合わせ等の徹底

充電範囲や停電範囲、また停電のタイミングの情報伝達ができておらず、誤って充電部に接触した事故が発生しております。作業前の打ち合わせや、現地等での充電範囲や作業場所の確認を十分をお願いします。

➤ 作業手順書の作成・遵守

作業手順書を作成することにより、事前に危険予知ができ、作業手順書を確認しながら作業を実施することでヒューマンエラーを軽減することができます。予定外の作業(いわゆる「思いつき作業」)を行うことで事故が発生しています[事故事例3]。想定外の事態が発生した場合や気になる点があれば、その場で対処しようとせず、責任者等に連絡し相談してください。

➤ 保護具の着用・検電

作業前に必ず検電の実施をお願いします。また、作業に応じた保護具の着用をお願いします。

● 電気主任技術者の責務

電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う責務があります。電気主任技術者においては、日常点検による維持管理のほか、年次点検や工事等の作業においても、作業内容等の監督を行うことが重要です。

- 保安教育の実施

機器の接地や絶縁の確保を徹底した上で、一般社員や委託先の作業者に対しても、電気器具の取扱上の注意事項や無断作業の禁止等について、保安教育の実施をお願いします。

上記以外にも、事故防止のためにできることは数多くあります。危険予知訓練等を実施して作業における危険を予測し、その危険を回避することも効果的です。

【3】電気工作物に係る死傷事故で感電以外のもの(感電外死傷事故)

令和5年度に関しまして、感電外死傷事故は発生しませんでした。

【4】電気火災事故

第2表に示すとおり、電気火災事故は自家用電気工作物において2件発生しました。

【5】物損等事故

令和5年度に関しまして、物損等事故は発生しませんでした。

【6】破損事故

第2表に示すとおり、破損事故は自家用電気工作物において7件、小規模事業用電気工作物において4件発生しました。自家用電気工作物について、太陽電池発電所は4件であり、その内訳として、大雨による河川の増水によって逆変換装置(PCS)が水没して破損した事故が1件[事事故例9]、太陽電池モジュール及び支持物が破損した事故が3件でした。また、小規模事業用電気工作物について、太陽電池発電設備の太陽電池モジュール及び支持物の破損事故が4件でした。なお、令和5年3月31日施行の改正により破損事故の対象が見直され、発電設備等が破損した場合の公衆への影響や供給支障を引き起こすリスクの高いものに限って報告対象と整理され、部品の交換等により容易に復旧できる事故は対象外とされたため、令和4年度に比べて件数が大幅に減少しています。

【7】供給支障事故

第2表に示すとおり、供給支障事故は2件発生しました。

【8】自家用電気工作物からの波及事故

第2表に示すとおり、自家用電気工作物からの波及事故は50件発生しました。

①電気工作物・原因別発生状況

第11表に過去5年間の電気工作物別事故発生件数を示しています。ケーブル類で全体の半数以上を占めています。これは後述のとおり、引込みケーブルが保護されていない出迎え方式であるため波及事故に至ったものです。

第11表 波及事故の発生電気工作物別発生件数
(令和元年度～令和5年度) (単位: 件)

電気工作物	R1	R2	R3	R4	R5	計	比率
架空電線路	1	1		2		4	1.8%
CVTケーブル	18	16	28	30	31	123	56.9%
CVケーブル	1	1	1	2	1	6	2.8%
碍子				1		1	0.5%
DS					1	1	0.5%
PAS	13	5	8	3	6	35	16.2%
PGS	1		1	1	1	4	1.9%
LBS	2	1		2	2	7	3.2%
VCB	3	1	1	2	3	10	4.6%
PC						0	0.0%
AS						0	0.0%
VS						0	0.0%
Tr						0	0.0%
C	1	2				3	1.4%
LA				1		1	0.5%
VT		2	2		1	5	2.3%
CT						0	0.0%
その他	5	5		2	4	16	7.4%
計	45	34	41	46	50	216	100.0%

第12表には過去5年間の原因別発生件数を示しています。「自然劣化」が全体の約3割を占めており、続いて「保守不完全」、「作業者の過失」、「雷」、「公衆の過失」、「火災」、「鳥獣接触」の順で多く発生しています。

なお、「公衆の故意・過失」について、工事中に公衆（電気設備の担当でない従業員）が高压引込みケーブルを誤って切断し波及事故に至ったものがあります〔事故事例7〕。高压電線路は、高压であることが分かるよう表示しておくとともに、電気工事の有無にかかわらず工事を行う際は、必ず電気主任技術者等に連絡・相談する連絡体制を構築しておくようお願いします。

第12表 波及事故の原因別発生件数
(令和元年度～令和5年度) (単位:件)

原因		R1	R2	R3	R4	R5	計	比率
設備 不備	製作不完全				5		5	2.3%
	施工不完全	1			1	1	3	1.4%
保守 不備	保守不完全	6	2	8	14	6	36	16.7%
	自然劣化	17	20	9	4	20	70	32.4%
	過負荷						0	0.0%
自然 現象	風雨	1					1	0.4%
	氷雪						0	0.0%
	雷	7		6	4	3	20	9.3%
	地震						0	0.0%
	塩・ちり・ガス			1			1	0.4%
故意 過失	作業者の過失	7	4	5	2	3	21	9.7%
	公衆の故意・過失	4	1	3	1	3	12	5.6%
	火災	1	3	3	3	1	11	5.1%
他物 接触	鳥獣接触		2		2	5	9	4.2%
	その他の他物接触			1		1	2	0.9%
その他・不明		1	2	5	10	7	25	11.6%
計		45	34	41	46	50	216	100.0%

②経過年数別発生状況

第 13 表に波及事故のうち、原因が「自然劣化」、「保守不完全」によるものを、電気工作物別、設置後の経過年数別に示しています。

CV・CVT ケーブルにおいては、14 年以下の比較的新しいケーブルについても事故が発生しております。地中配管等に水が溜まっている場合、水トリ現象が発生して比較的経年の浅いケーブルでも絶縁劣化が生じる場合がありますので、定期的な点検及び不良の改善をお願いします。

また、経過年数 20 年以上については、経年劣化によるものです。電気設備には更新推奨時期があります。定期的な保守点検を行いつつ、適切な時期に設備の更新又は改修を行うようお願いします。各機器については、メーカーの点検基準に従って機器内部等の清掃も行うようお願いします。

第13表 波及事故の発生電気工作物別経過年数

(単位: 件)

電気工作物	～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年～	不 明	計
CV・CVTケーブル	6	6	1		7		20
PGS				1			1
DS							0
PAS		1	1		1		3
LBS					1		1
VCB							0
Tr							0
LA							0
その他					1		1
計	6	7	2	1	10	0	26

注) 事故の原因のうち、自然劣化、保守不完全に係るもののみ

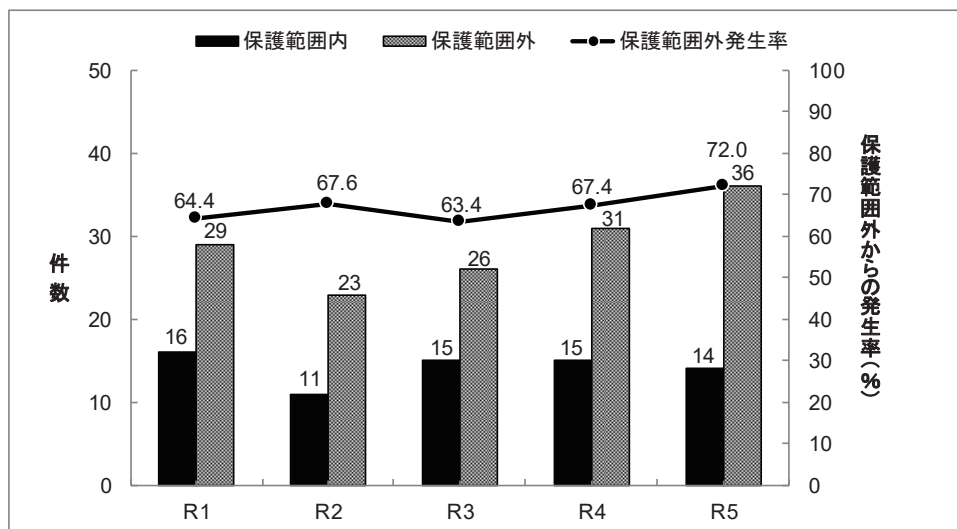
③ 二次原因別発生状況

第14表には波及事故の二次原因別発生件数、第6図には保護範囲内外での発生状況を示しており、保護範囲外からの発生率が72.0%でした。PASを取り付けていない出迎え方式で受電している事業場では、引き込みケーブル部分が保護されていないため、波及事故が発生する可能性が高くなります。出迎え方式で受電している事業場は、計画的にケーブルを更新することはもちろんですが、改めてPAS設置の検討をお願いします。

なお、PASが正常に動作し、波及事故を防止できていたにも関わらず、事故原因を除去しないままPASを強制投入したことによる波及事故が2件発生しています。電気主任技術者等においては、PASを投入する前に、事故原因が確実に除去されていること、及び継電器の制御用電源が喪失していないことの確認を徹底してください。

第14表 波及事故の二次原因別発生件数
(令和元年度～令和5年度) (単位:件)

二次原因		R1	R2	R3	R4	R5	計
保護範囲内	強制投入	4		2	2	2	10
	継電器不動作	内部異常			1	3	4
		電源異常		3			3
		電源回路開放					0
		事故で電源喪失	4	1	1	1	7
		事故で故障	1	1	1	1	4
		微地絡検出不可	1	1			2
		その他・不明	2	1	2	3	9
		【小計】	4	6	6	5	29
	開閉器不動作	内部故障	3	1	1	2	7
		事故で故障	5		4	1	17
		その他・不明		2	3		5
		【小計】	8	3	7	3	29
	保護協調の不備		2			1	3
	【保護範囲内計】	16	11	15	15	14	71
保護範囲外		29	23	26	31	36	145
保護範囲外からの波及事故割合		64.4%	67.6%	63.4%	67.4%	72.0%	67.1%



第6図 波及事故の保護範囲内外での発生状況 (令和1年度～令和5年度)

④ 供給支障時間・供給支障電力別発生状況

第 15 表には波及事故の供給支障時間別・電力別発生件数を示しています。供給支障時間については、30 分以上のものがほとんどです。波及事故を起こすと、近隣地域を停電させてしまい、経済活動などに多大な被害を与えることになり、場合によっては損害賠償を求められることになりますので、日常から点検を徹底するとともに、計画的な設備更新を行い、波及事故防止に努めるようにしてください。

第15表 波及事故の供給支障時間別・電力別発生件数

(単位: 件)

供給支障電力	1分以上 10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	合計
2,000kW 以上			1	2			3
1,500kW 以上 2,000kW 未満			2	4	1		7
1,000kW 以上 1,500kW 未満			2	12	1	1	16
500kW 以上 1,000kW 未満		1	5	7		3	16
200kW 以上 500kW 未満			1	3			4
200kW 未満 (不明含む)		1	1	2			4
合計	0	2	12	30	2	4	50

【9】社会的に影響を及ぼした事故

第 2 表に示すとおり、自家用電気工作物からの社会的に影響を及ぼした事故は 1 件発生しました。

【10】おわりに

令和 5 年度は電気事故が 73 件発生しました。

その中で、感電死傷事故が 7 件発生しました。そのうち、充電部分の事前確認不足で感電負傷した事故が 3 件発生しています。充電部の有無の確認、現場での作業前の打ち合わせ等の徹底、作業手順書の作成・遵守、保護具の着用・検電等の基本的な感電防止対策をお願いします。

また、波及事故が相変わらず多く発生しており、保護範囲外での事故が 72.0%を占めています。責任分界点以降に保護されていない箇所がある出迎え方式で受電している事業場は PAS を設置するなどの対策が望まれます。

太陽光電池発電所における破損事故も発生しています。台風や積雪などに対し架台・基礎などが必要な強度を有していることを確認した上で、ゆるみや錆、破損がないことを点検し、必要に応じて補強する等、対策に万全を期すようお願いします。

電気は便利で身近なものです、それは、適切な保安活動の上に成り立つものです。事故が発生すると人的被害、近隣への経済的被害、自社の経済的損失、事故対応のための時間的損失など、多大な損害が生じ、事故が起こってからでは取り返しのつかないことになります。

皆さまにおかれましては、現在の設備状況、作業や点検内容などを、今一度見直していただき、改めて「安全は何よりも優先される」という意識を持ちながら、自主保安の意識、体制を一步でも前に進めていただき、事故の未然防止、自主保安の向上に努めていただくようお願いします。

令和 5 年度

**Ⅱ. 電気
事故事例**

感電負傷事故

事故事例 1～6

感電負傷・波及事故

事故事例 7

波及事故

事故事例 8

破損事故

事故事例 9～10

注意喚起

**積雪による太陽電池発電設備の損壊
事故防止について**

事故事例 1

感電負傷事故

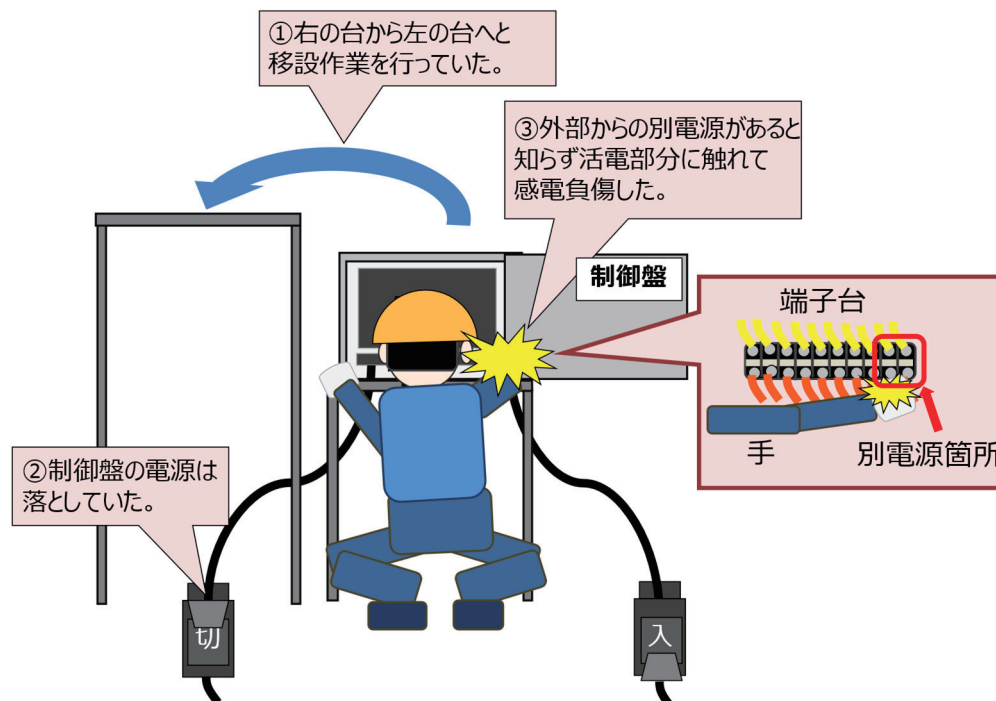
事故発生事業所の概要	受電電圧：22,000 V 最大電力：7,500 kW 業 種：製造業 主任技術者選任形態：自社専任
事故発生時期	秋 10 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	制御盤（使用電圧：200 V）
被害者の概要	派遣社員 男性 30 歳代

【事故の状況・原因】

工場内制御盤の修理中に、電気工事の作業員が誤って制御盤内の別電源の活線部（200V）にふれてしまい感電した。防護具等の対策をとっておらず、一つ一つの回路を検電しなかったため活線部を見落とした。

【再発防止策】

- ・ 検電作業、防護具着用方法等について安全教育を再度実施する。
- ・ 作業チェックシートを作成し、手順をチェックする。
- ・ 活線作業は原則実施しないこととし、やむを得ない場合は作業手順書を作成し、電気主任技術者の許可をもらい、二人以上で作業する。
- ・ 充電中の電線にタグを付ける。



事故のイメージ図

事故事例 2

感電負傷事故

事故発生事業所の概要	受電電圧：22,000 V 最大電力：5,000 kW 業 種：製造業 主任技術者選任形態：自社専任
事故発生時期	冬 15 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	仮設発電機（使用電圧：100 V）
被害者の概要	電気工事士 男性 40 歳代

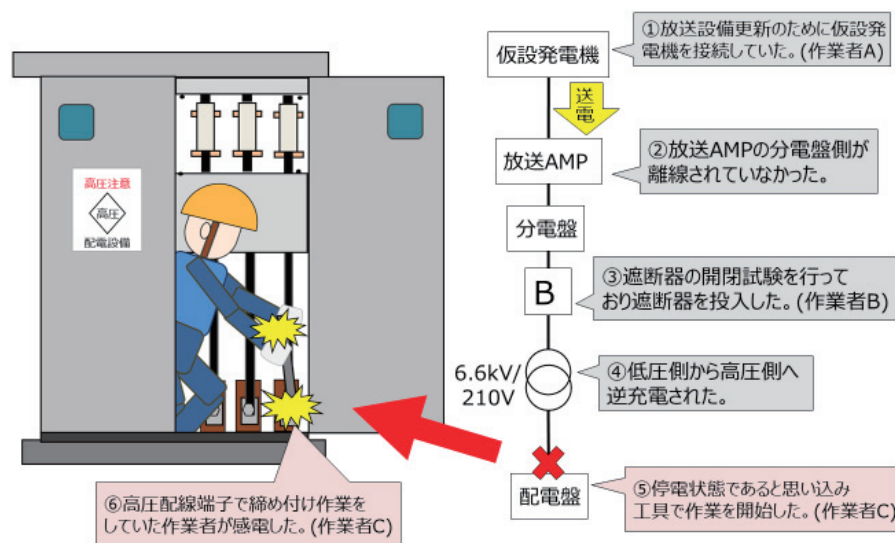
【事故の状況・原因】

低圧系統の放送設備の更新工事中に作業員 A が、放送設備試験のために低圧の発電機を接続した。その上流の低圧盤では、作業員 B が低圧系統と高圧系統を結ぶ遮断器の開閉試験を行っており、遮断器を投入したため、低圧系統の発電機出力が高圧系統に逆充電されていた。その結果、高圧系統で配線端子の締め付け作業をしていた作業員 C が感電した。被災者は作業前に検電し、無充電であることを確認していたため、絶縁手袋等の防護措置はとっていなかった。

各作業員間の情報共有ができておらず、作業計画書もなかったため、各作業員は低圧の発電機が高圧系統と繋がると思っていたいなかった。

【再発防止策】

- ・ 作業手順を事前確認し、誤接続を防止する。
- ・ 仮設電源の接続管理を行うため、仮設電源取り扱いの社内規程を作成する。
- ・ 電源工事がある場合、試運転要領書を作成するよう社内規程を改訂する。
- ・ 仮設電源を含めた電源接続の際には図面等を揃え、接続箇所の確認を行う。
- ・ 事故事例紹介と仮設電源取り扱いについての保安教育を実施する。



事故のイメージ図

事故事例 3

感電負傷事故

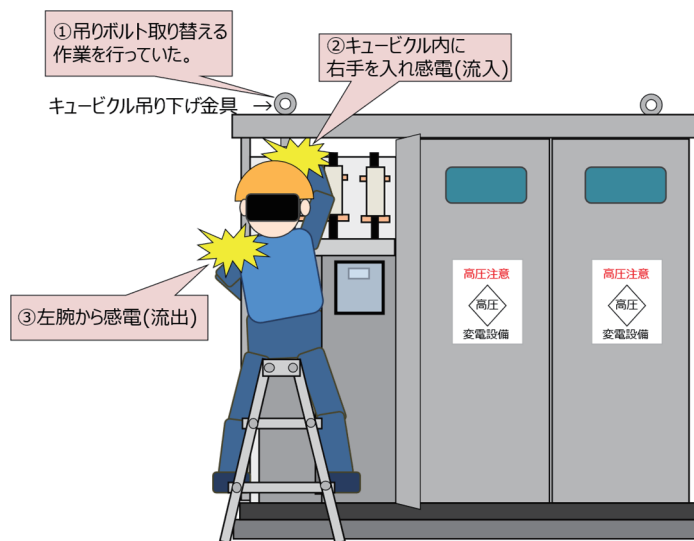
事故発生事業所の概要	受電電圧：6,600 V 最大電力：500 kW 業 種：製造業 主任技術者選任形態：外部委託（保安法人）
事故発生時期	冬 9 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	受電用断路器（使用電圧：6,600 V）
被害者の概要	公衆 男性 40 歳代

【事故の状況・原因】

建築会社の作業員がキュービクル吊りボルト、ナットの交換作業のため、キュービクル扉を開放し充電中のキュービクル内に手を入れたところ、受電用断路器に右手が当たり感電した。連絡責任者はキュービクル扉を開放する作業が発生しないと認識していたため電気主任技術者に連絡していなかった。

【再発防止策】

- ・作業前の事前ミーティングを徹底し、作業工程の確認を作業員全員に確認させる。
- ・追加作業が発生した際は、再度作業員全員にミーティングを実施し作業工程を周知する。
- ・受変電設備の鍵の受け渡しは、作業員から連絡責任者へ報告・連絡・相談するよう周知する。
- ・電気設備近傍での作業の予定があるときや受変電設備の鍵の受け渡しについては、連絡責任者から電気主任技術者へ連絡し注意事項、助言を求める。
- ・緊急時の連絡系統図を作業場所の要所に掲示する。
- ・電気主任技術者による、電気の基礎知識に関する安全講習を実施する。



事故のイメージ図

※イメージ図のような脚立の使用は危険なためおやめください。

事故事例 4

感電負傷事故

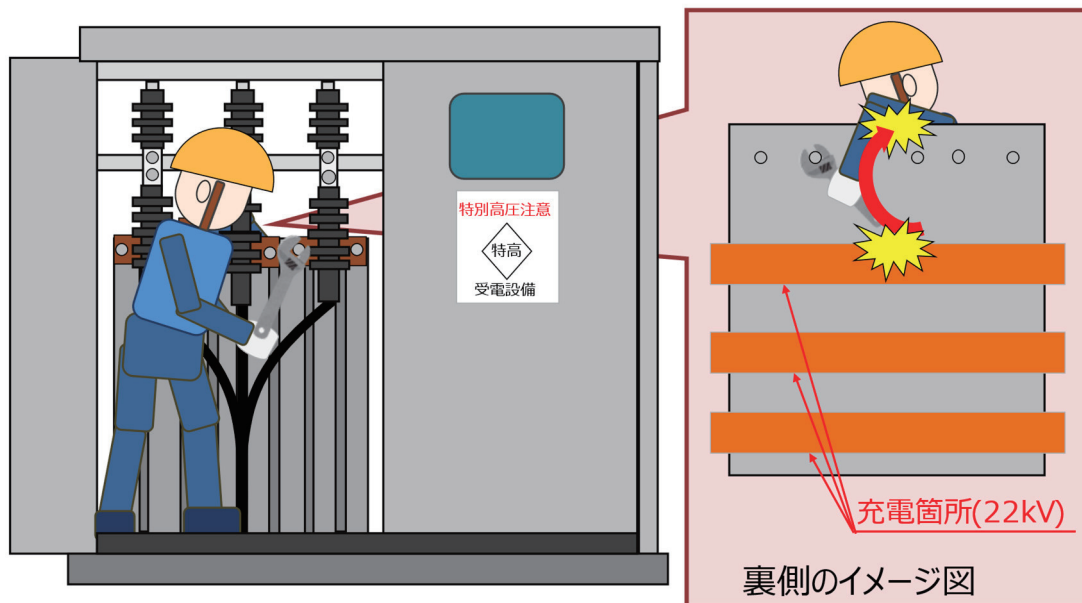
事故発生事業所の概要	受電電圧：22,000 V 最大電力：4,110 kW 業 種：電気業 主任技術者選任形態：自社専任
事故発生時期	冬 23 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	キュービクル内母線（使用電圧：22,000 V）
被害者の概要	電気工事会社員 男性 40 歳代

【事故の状況・原因】

特別高圧ケーブル移設工事中、キュービクル内へケーブルを固定する際に、充電中の母線に触れて感電負傷した。

【再発防止策】

- ・ 特別高圧受電設備内工事の事前協議時において、お客様側の責任者と工事施工時の作業区域付近の充停電範囲を確認協議し、その結果を単線結線図等に確実に明示する。
- ・ 事前協議時に確認した作業範囲と充停電範囲を、単線結線図等と実際の設備で確認する。
- ・ 本災害事象と再発防止対策について、社内および協力会社関係者へ周知を行う。



事故のイメージ図

事故事例 5

感電負傷事故

事故発生事業所の概要	受電電圧：77,000 V 最大電力：19,000 kW 業 種：製造業 主任技術者選任形態：自社専任
事故発生時期	春 11 時頃 曇り
事故発生電気工作物	配電盤（使用電圧：440 V）
被害者の概要	作業者 男性 60 歳代 経験年数 48 年

【事故の状況・原因】

作業員が電気室内の低圧配電盤の上部で作業中に、誤ってドライバーを盤上部の穴から差し込んで短絡させたことにより、アークが発生した。アークは作業していた場所から離れたところで発生し、その近くにいた別の作業員が火傷を負い入院した。

【再発防止策】

- ・ 通電中の電気盤における全ての作業を対象として、活線近接作業範囲のリスクを評価し、作業許可を得るように規定を改訂する。
- ・ 作業許可を得た作業の最中にイレギュラーが発生して作業内容の変更が必要になった場合は作業を中断し、再度リスク評価を行い作業許可を得る。
- ・ 通電している電気盤全てに通電中の表示を行うことを規則化する。
- ・ 通電部分の短絡防止治具に「通電部分のため取り外し禁止」の文言を表示する。
- ・ 周知、教育を行う。



事故のイメージ図

事故事例 6

感電負傷事故

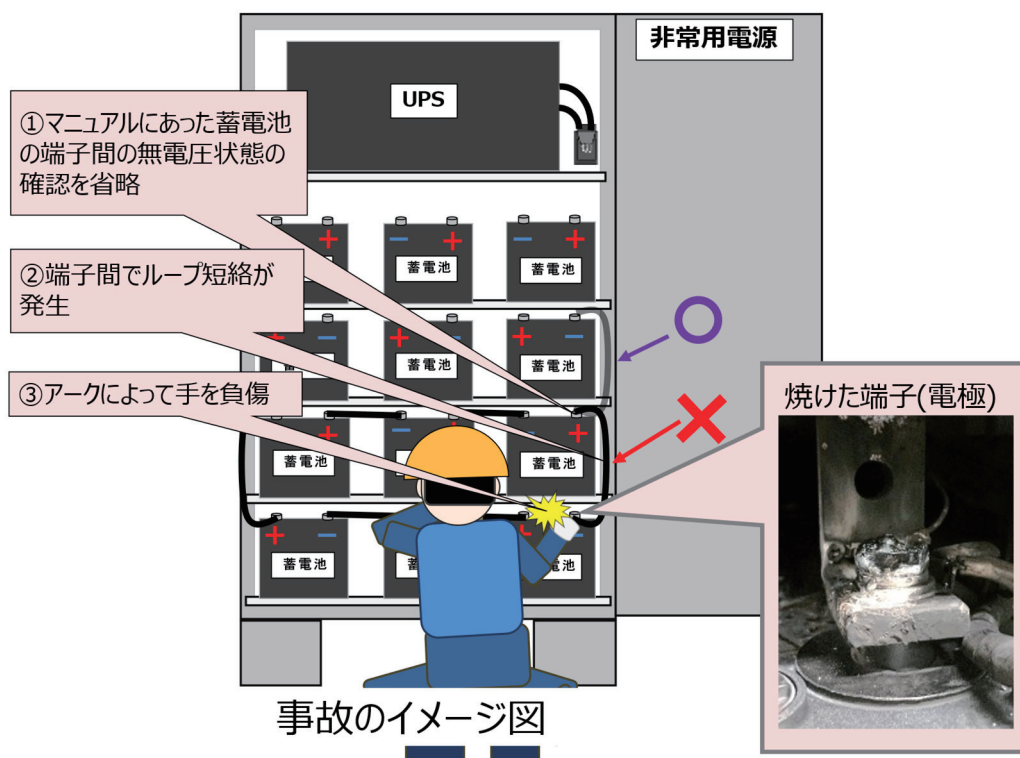
事故発生事業所の概要	受電電圧：22,000 V 最大電力：2,500 kW 業 種：情報通信業 主任技術者選任形態：外部選任
事故発生時期	春 2 時頃 曇り
事故発生電気工作物	UPS 用蓄電池（使用電圧：540 V）
被害者の概要	電気工事士 男性 50 歳代

【事故の状況・原因】

UPS の蓄電池の交換作業の際、接続する蓄電池の端子間の電圧を測定する手順を行わず、端子への配線接続を誤り、複数の蓄電池の端子間でループ短絡が起こり、アークが発生して受注者の作業員 1 名が両手に火傷を負った。

【再発防止策】

- ・発注者は、受注者が作業ルール、管理体制を遵守しているか管理監督する。
- ・工事再開の際は施工計画書を改版し、再発防止策を確認する。
- ・同様の工事の際は発注者、受注者で事前打合せを行い、事故事例の説明や手順書順守を指示する。
- ・受注者から提出される施工計画書・作業手順書について、内容に問題ないか事前に社内を確認し、不備や改善事項があれば指摘を行う。



事故事例 7

感電負傷・波及事故

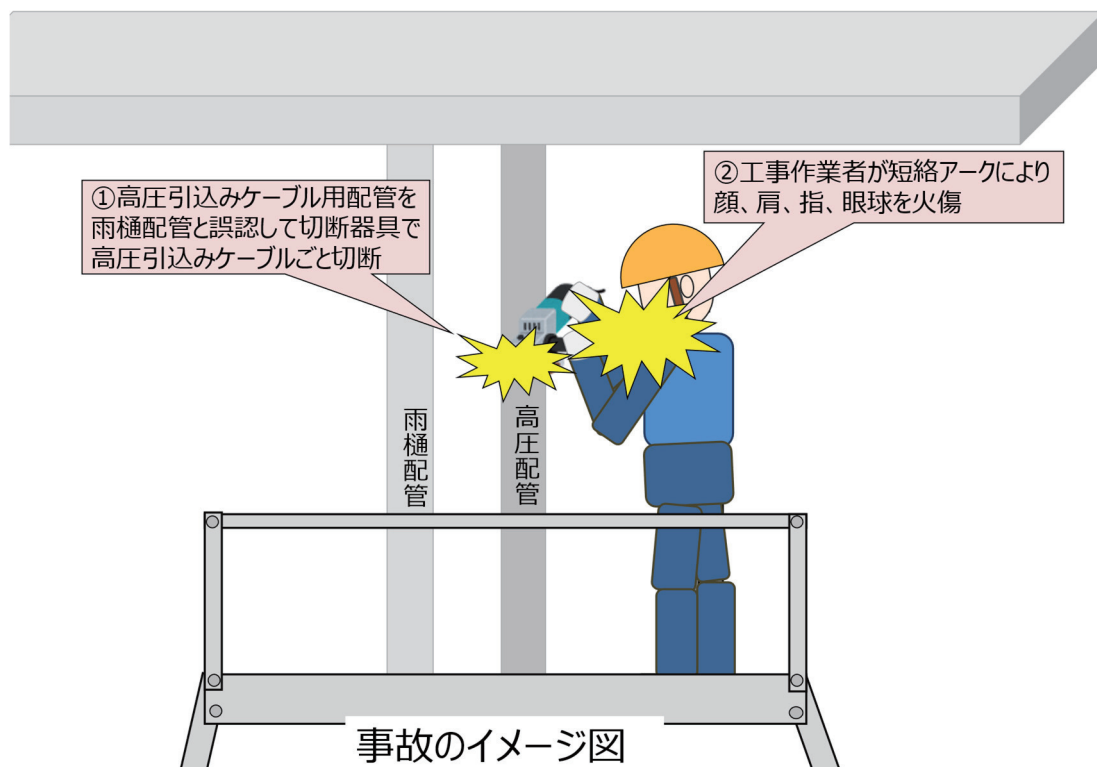
事故発生事業所の概要	受電電圧：6,600 V 最大電力：87 kW 業 種：教育機関 主任技術者選任形態：外部委託（保安法人）
事故発生時期	夏 11 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	高圧引込みケーブル（使用電圧：6,600 V）
被害者の概要	公衆 男性 30 歳代

【事故の状況・原因】

工事中、金物工の作業員が誤って受電用高圧ケーブル配管と受電用高圧引込みケーブルを切断したことで、短絡アークにより火傷した。また、出迎え方式で事故点が保護範囲外であったため波及事故に至った。（供給支障電力 1,559 k W、供給支障時間 55 分）

【再発防止策】

- ・作業前の事前ミーティングを徹底し、作業場所の確認を全作業員にて確認させる。
- ・主任技術者から保安教育を受け、電気工事以外の工事についても連絡し、必要な指導や助言を受ける。
- ・高圧ケーブル用保護配管に”注意 高圧ケーブル”の表示を行う。
- ・PAS の設置を検討する。



事事故事例 8

波及事故

事故発生事業所の概要	受電電圧：6,600 V 受電電力：135 kW 業 種：建設業 主任技術者選任形態：外部委託（保安法人）
事故発生時期	春 13 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	受電用断路器（使用電圧：6,600 V）
供給支障電力及び時間	（1 回目）供給支障電力：1,003kW、供給支障時間：103 分 （2 回目）供給支障電力：1,045kW、供給支障時間：85 分

【事故の状況・原因】

地下電気室内の天井から漏水した水滴が、受電用断路器の中相にかかり断路器本体とフレーム間に地絡した。出迎え方式で事故点が保護範囲外であったため波及事故に至った。1 回目の波及事故時には高圧引込みケーブル（CVT）の絶縁低下による地絡と判断し、非常対策ケーブルを施工して仮復旧させたが、2 回目の波及事故が発生した。受電用 DGR の動作表示が確認され、天井から漏水した水滴による、受電用断路器での地絡が原因だと判明した。

【再発防止対策】

- ・ 電気室内の天井から漏水した場合でも波及事故に至らないように電気室内の一部にスレート屋根を施工する。
- ・ 受電用高圧ケーブル、受電用断路器、受電用計器用変圧器を更新する。
- ・ 電気室への漏水箇所について改修工事を検討する。



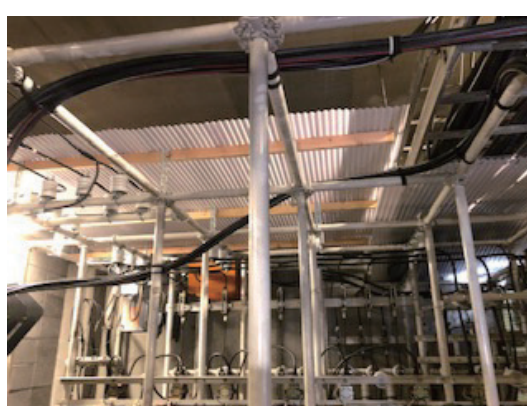
電気室天井漏水跡



受電用断路器（支持金具）漏水跡



受電用断路器（更新後）



電気室漏水対策（スレート屋根設置）

事故事例 9

破損事故

事故発生事業所の概要	受電電圧：6,600 V 受電電力：135 kW 業 種：建設業 主任技術者選任形態：外部委託（保安法人）
事故発生時期	春 13 時頃 晴れ
事故発生電気工作物	逆変換装置（使用電圧：400V）及び太陽電池モジュール（29.98V）

【事故の状況・原因】

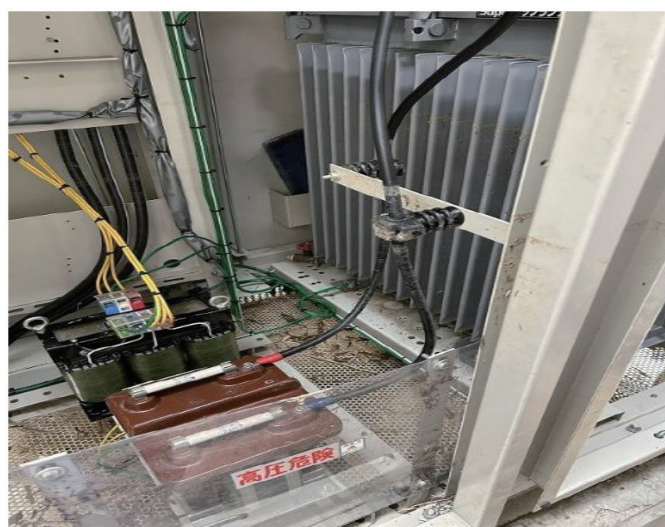
大雨による河川の増水により、河川の付近に設置されていた逆変換装置（2014 年製）、太陽電池モジュール（2015 年製）が水没し使用不可能となった。

【再発防止対策】

- ・ 地表より約 1.2m の高さに逆変換装置を設置することを検討する。



PCS 水没（内側）



キュービクル内の高圧機器水没

事故事例 10

破損事故

事故発生事業所の概要	受電電圧：22,000 V 受電電力：800 kW 業 種：製造業 主任技術者選任形態：自社専任
事故発生時期	秋 22 時頃 雨
事故発生電気工作物	真空遮断器（使用電圧：22,000 V）

【事故の状況・原因】

受電用の真空遮断器（22 kV、2007 年製）が経年劣化による絶縁不良により短絡、焼損した。年次点検で経年劣化が認められたため取替を予定していたが、取替前に事故が発生した。吸湿によって真空遮断器の絶縁樹脂部の絶縁抵抗値が低下していたことが原因と推定される。

【再発防止対策】

- ・絶縁低下した真空遮断器を正常なものに取替を実施する。
- ・機器の吸湿による絶縁低下が原因のため、特別高圧受電盤の腐食部分の補修により湿気対策を実施する。
- ・機器の推奨耐用年数及び年次点検等の結果を鑑みて計画的に機器更新を行う。
- ・年次点検等で異常が見つかった場合は、近年の電気機器の納期遅延も考慮に入れた上で速やかに更新や使用制限を行う。



特別高圧受電盤内の真空遮断器（VCB）



真空遮断器（VCB）上部

積雪による太陽電池発電設備の損壊事故防止について

1. はじめに

令和3年度の冬季に、積雪により太陽電池発電設備（主に太陽電池モジュール及び支持物等）が損壊する事故が多発しました。損壊した太陽電池発電設備の中には、設計時点において本来想定すべき積雪量よりも小さな数値で計算したため、支持物の強度不足により損壊したものが少なからず見受けられました。また、積雪により「現場に近づけない」「設備の状況確認が出来ない」といった理由から、事故発生から相当期間経過後に覚知したケースもありました。

巡視点検をはじめ、日頃から適切な維持管理を実施するとともに、当該設備設置地域の降雪予報に十分注意し、当該設備の状況把握を確実にを行うとともに、積雪時には、迅速かつ適切な対応をとっていただくようお願いします。併せて、現状設備の積雪に対する強度が適切であるか、今一度ご確認いただき、必要であれば設備改修や補強等の措置を講じていただくようお願いします。

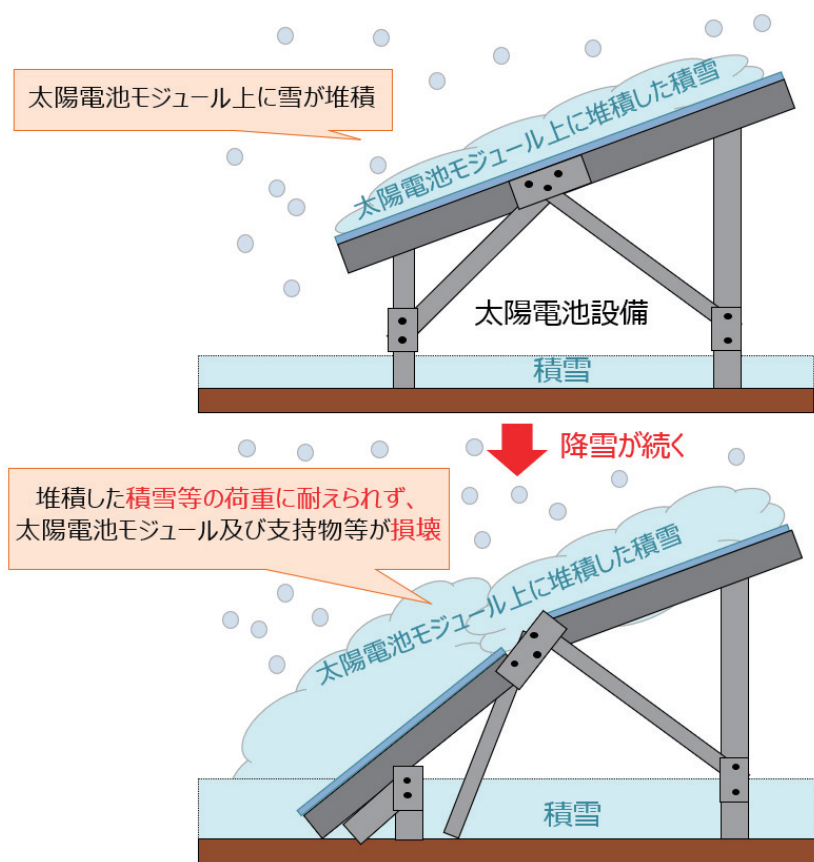


図1 積雪により太陽電池発電設備が損壊するイメージ

2. 事故事例

近畿管内で発生した事故事例（抜粋）

発生年月	事故概要
R4.1	太陽電池発電所において、PCS、太陽電池モジュール及び架台が積雪により損傷した。調査の結果、JIS C 8955:2017 が定める地上垂直積雪量を超える積雪により架台が倒壊し、太陽電池モジュール及び DC ケーブルが損傷して短絡が生じ、PCS も破損したと推定される。
R4.1	太陽電池発電所において、積雪により太陽電池モジュールが変形し、架台が倒壊した。また、架台に取り付けられていた PCS も架台の倒壊により破損した。原因調査の結果、JIS C 8955:2017 が定める値未満の地上垂直積雪量を用いて積雪荷重を過小に計算し、架台の構造設計を行っていたため、積雪により架台が倒壊したと推定される。
R4.1	太陽電池発電所において、太陽電池モジュール及び架台が積雪により破損した。原因調査の結果、JIS C 8955:2017 が定める値未満の地上垂直積雪量を用いて積雪荷重を過小に計算し、架台の構造設計を行っていたため、積雪により破損に至ったと推定される。
R4.3	小出力の太陽電池発電設備において、架台が積雪により破損した。調査の結果、特定行政庁が定める地上垂直積雪量を超える積雪により破損に至ったと推定される。
不明 (R4.4 覚 知)	太陽電池発電所において、架台の一部が積雪により破損した。調査の結果、特定行政庁が定める地上垂直積雪量を超える積雪により破損に至ったと推定される。
不明 (R4.5 覚 知)	小出力の太陽電池発電設備において、太陽電池モジュール及び架台、PCS が積雪により破損した。原因調査の結果、特定行政庁が定める値未満の地上垂直積雪量を用いて積雪荷重を過小に計算し、架台の構造設計を行っていたため、積雪により破損に至ったと推定される。

3. 積雪荷重を考慮した太陽電池発電設備の設計・施工

「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（以下「省令」といいます。）は、電気事業法第 39 条第 1 項及び第 56 条第 1 項の規定に基づき、太陽電池発電設備の太陽電池モジュールや支持物を対象として定めた技術基準であり、設置者は技術基準に適合するよう太陽電池発電設備を設置し、維持することが義務付けられています。

太陽電池発電設備を新設したり、変更の工事を行う場合は、最新の省令の規定に基づき、積雪荷重その他設置環境下において想定される荷重を考慮して、設計・施工を行ってください。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容については、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」及び同解説で引用されている「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」等を御確認ください。

4. 保安管理の徹底

積雪による損壊事故を防止するためには、定期的に設備を点検するとともに、必要に応じて除雪を実施するなど、発電設備の保安管理について徹底することが重要となります。特に、太陽電池アレイ面の下端部に作用する積雪による沈降荷重等の影響を受けるおそれがあることから、大量の積雪が予想される場合にはこまめな除雪を行ってください。

5. 損壊してしまった時の対応

損壊した太陽電池発電設備は、接近すると感電するおそれがあるので、一般の住民の皆様も含めてむやみに近づかないようにしてください。特に、太陽電池モジュール（パネル）は、光が当たれば発電をすることがあります。このため、素手で触ると感電するおそれがありますので、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を行ってください。また、損壊した太陽電池モジュール及び支持物等の飛散による被害防止対策も行ってください。被害の対処にあたっては、50kW 未満の太陽電池発電設備の場合は、販売施工業者等に、50kW 以上の太陽電池発電設備の場合は、選任されている電気主任技術者に連絡し、太陽電池発電設備に十分な知見のある者が作業を行うようにしてください。復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合は、肌の露出のない服装かつヘルメット、ゴム手袋、ゴム長靴着用等の感電対策を行ってください。

6. 産業保安監督部への連絡

太陽電池発電設備が損壊した場合、電気事業法の規定に基づき、設置者等による事故報告が必要となる場合がありますので、被害の発生を知ってから 24 時間以内に、産業保安監督部へ報告してください。

電 気 事 故 速 報

年 月 日

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 御中

事業場の所在地

事業場の名称

電気関係報告規則第3条の規定により報告します。

1. 事故発生日時 年 月 日 時 分

2. 需要設備 最大電力： k W 受電電圧： k V

発電所 出力電力： k W 連系電圧： k V

※需要設備、発電所のどちらかに記入

3. 事故が発生した電気工作物

4. 事故の種類 ①感電死亡事故 ②感電負傷事故 ③感電以外の死傷事故 ④電気火災事故
⑤物損等事故 ⑥破損事故 ⑦発電支障事故 ⑧供給支障事故 ⑨波及事故
⑩社会的影響が大きい事故 ⑪その他 ()

5. 事故の概要 (必要に応じ図面等を添付)

(波及・供給支障事故にあつては、供給支障電力： k W、供給支障時間： 分)

6. 被害者の情報 (死傷者がいる場合に記入)

①性別： 男・女 ②年齢： 歳 ③区分：作業員 (所属) ・公衆

7. 事故の原因

8. 応急処置

9. 復旧対策

10. 復旧予定日時 年 月 日 時

11. 主任技術者 所属： 氏名：

選任形態：(選任)専任・兼任・許可 (外部委託)電気保安法人・管理技術者

12. 報告担当者 所属： 氏名：

連絡先電話番号：

連絡先E-mailアドレス：

報告先： 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課

電子メール：exl-kinki-denki-jiko@meti.go.jp

FAX番号：06-6966-6092 電話番号：06-6966-6056

電 気 関 係 事 故 報 告

(事業場番号)

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住所 〒

事業者名

代表者名

電気主任技術者名

電気関係報告規則第 3 条の規定により、次のとおり電気事故について報告します。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

電 気 関 係 事 故 報 告

1. 件名：
2. 報告事業者【業種を含む】 1) 事業者名（電気工作物の設置者名）： 2) 住所：
3. 発生日時： 【天候を含む】
4. 事故発生 of 電気工作物（設置場所、使用電圧）： 【受電電圧、受電電力を含む】
5. 状況：
6. 原因：
7. 被害状況 1) 死傷： 有・無【性別、年齢、作業経験年数を含む】 内容： 2) 火災： 有・無 内容： 3) 供給支障：有（供給支障電力、供給支障時間）・無 内容： 4) その他（上記以外の他に及ぼした障害）【保護継電器動作の適否を含む】 内容：
8. 復旧日時：
9. 防止対策：
10. 主任技術者の氏名及び所属（保安全管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報）： 【資格・選任区分も含む】
11. 電気工作物の設置者の確認： 有・無

※ 備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

【 】については統計上必要な項目になりますのでご協力をお願いします

電気工作物の事故実機調査

注1 電気工作物の大きさや種類によって、調査ができない場合もあります。

詳細はお問い合わせください。

注2 調査費、輸送費及び廃棄費はNITEが原則全額負担します。

注3 報告内容にNITEによる見解や助言等は含みません。あくまでも調査結果のみとなります。



停電・火災

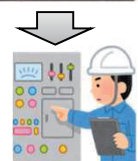
NITEによる事故実機調査のイメージ

経済産業省の産業保安監督部に報告が必要な事故がおきたが、

✓ 点検時は問題なかったのに、何故電気事故がおきたのか？

✓ 事故原因を調査し、再発防止対策を提案したい

等



(保安業務従事者等)

NITEへ連絡・相談

NITEから、調査依頼者に事故実機等の返却要否等を確認（裏面様式）

NITEが事故実機等の発送手続きを実施し、NITEが事故実機等を調査※1



NITEから調査依頼者へ調査結果※2を提出



※1 事故実機調査は、原則最寄りのNITE事業所で行いますが、電気工作物の大きさや種類によって別の事業所で行う場合があります。

※2 NITEによる調査結果は、経済産業省とも共有し、電気工作物の事故再発防止策の検討等に有効活用させていただきます。

<受付先・詳細お問い合わせ先>

セイヒンヒョウカギジュツキバンキコウ

ナイト

(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE)

各地域 電気工作物事故実機調査担当者

【北海道 地域】 北海道支所

【東北 地域】 東北支所

【関東 地域】 国際評価技術本部（東京） 電力安全技術支援室

【中部 地域】 中部支所

【北陸 地域】 北陸支所

【関西 地域】 国際評価技術本部（大阪） 電力安全技術支援関西分室

【中国 地域】 中国支所

【四国 地域】 四国支所

【九州・沖縄 地域】 九州支所

Tel : 011-709-2324

Tel : 022-256-6423

Tel : 03-3481-9823

Tel : 052-951-1931

Tel : 076-231-0435

Tel : 06-6612-2072

Tel : 082-211-0411

Tel : 087-851-3961

Tel : 092-551-1315

応対可能時間：平日 AM9時～PM5時まで

HP : <https://www.nite.go.jp/gcet/tso/jikojikki.html>

事故実機等提供確認書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 宛

提供者名

(印又はサイン)

住 所

電話番号

F A X

次の事故実機等を提供します。

(事故実機等)

品 名 (数 量) :
製 造 業 者 名 :
型 式 等 :
その他(取扱説明書等) :

事故実機等の取扱いは、次の通りとして下さい。 (各々、ご希望の選択番号を丸で囲んで下さい。)

(返却の可否)

1. 要 (機構の調査が終了次第、返却を希望します。)
2. 否 (返却は不要。所有権も放棄します。)

(解体等の可否)

1. 可 (事故実機等の解体等により原状の状態を留めることが出来なくとも結構です。)
2. 否 (原状の状態で返却願います。)

(備 考)

管理番号 : _____

事故実機等受領確認書

年 月 日

殿

独立行政法人製品評価技術基盤機構
担当 :

事故実機等のご提供誠にありがとうございました。確かに事故実機等を受領いたしました。

速報機能により電気設備の事故報告を効率化 ～「詳報作成支援システム」に「速報作成機能」を追加～

独立行政法人 製品評価技術基盤機構〔N I T E（ナイト）、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原〕は、電気事故報告書（詳報）を作成・提出できる「詳報作成支援システム」の機能強化を行い、令和 5 年 4 月 3 日に公開しました。

「詳報作成支援システム」は、電気工作物で発生した事故の報告時に必要な情報を漏れなく入力できるなど、報告者の支援を目的とした Web アプリケーションで、NITE 電力安全センターが運営しています。

今回の機能強化では、最新の法令に対応・準拠するとともに、新たに「速報作成機能」を追加しました。これにより事故発生から 30 日以内に提出が必要な詳報だけでなく、24 時間以内に必要となる事故の概要（速報）についてもシステム上で報告が可能になります。そして、速報で入力した情報は詳報に引き継がれるため、電気事故報告に伴う業務を更に軽減することが期待されます。

電気事故の報告義務

電気事故が発生した場合、電気工作物を設置する者は経済産業省（最寄りの産業保安監督部）に報告を行う義務があります。

これは、電気事業法第 106 条、電気関係報告規則第 3 条及び 3 条の 2 に定められたもので、電気事故の発生を覚知してから

- ・ 24 時間以内に「事故の概要（速報）」
 - ・ 30 日以内に「事故の詳細（詳報。電気事故報告書のこと）」
- を報告しなければなりません。

機能強化の内容

NITE は、電気事故に伴う詳報作成や報告手続き等をサポートするため、2019 年 8 月より「詳報作成支援システム」を提供してきました。これまでは詳報のみに対応しており、速報は別途作成する必要がありましたが、今回の機能強化により速報の作成・提出も本システム上で可能となりました。速報の記載事項は詳報に引き継がれ、詳報作成でも更なる負担軽減が期待されます。また、電気事故報告書が本システムの統一されたフォーマットで作成されることで、NITE が行う事故情報分析の精度が向上し、事業者向け

事故防止にかかる情報発信に繋がります。

詳細作成支援システム

新規「速報」ボタン追加

事故詳報作成

速報

小規模事業用電気工作物事故報告書作成

速報(小出力)

システムの使い方 [YouTube]

報告区分

速報

報告書提出日

年 月 日

報告先

【本報】 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (経済産業省あて)

【北海道】 北海道産業保安監督部 (北海道産業保安監督部あて)

【東北】 関東東北産業保安監督部 (関東東北産業保安監督部あて)

【関東】 関東東北産業保安監督部 (関東東北産業保安監督部あて)

【中部】 中部近畿産業保安監督部 (中部近畿産業保安監督部あて)

【北陸】 北陸産業保安監督部 (中部近畿産業保安監督部あて)

【中部】 中部近畿産業保安監督部 (中部近畿産業保安監督部あて)

【中国】 中国近畿産業保安監督部 (中国近畿産業保安監督部あて)

【四国】 中国近畿産業保安監督部 (中国近畿産業保安監督部あて)

【九州】 九州産業保安監督部 (九州産業保安監督部あて)

【都府】 都府産業保安監督部 (都府産業保安監督部あて)

報告事業所

〇個人

郵便番号

郵便番号から住所を設定

都道府県名

市区町村名

町域・番地・建物名

代表者氏名

報告者氏名

利用者が速報作成に必要な項目のみ表示

〔図 1〕 詳細作成支援システムの速報作成画面

詳細作成支援システム>>><https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

電気事故情報に関する NITE の取り組み

NITE は「詳細作成支援システム」のほか、電気事故報告の情報を一元化したデータベース「詳細公表システム」も 2022 年 1 月より公開しています。整理された事故情報の提供により、電気工作物に関わる事故情報の利活用を進めるとともに、電気事業者による未然防止策の立案等を支援するものです。

NITE では、「詳細作成支援システム」、「詳細公表システム」の取り組みを通じて経済産業省への情報提供や制度改善などの提言を行い、今後の日本における電気保安の向上、電力供給の安定化に取り組んでいます。

〔図 2〕 詳細公表システムについて

35

NITE 電力安全センターについて

NITE 電力安全センターは、経済産業省（原子力発電設備等以外を所掌）からの要請を受け、電気保安行政（電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための行政活動）を技術的側面から支援するため、2020 年 4 月に電気保安業務の専従組織として発足しました。電力安全センターでは、これまで培ってきた知識や経験を活用し、経済産業省や関係団体等と連携しながら、電気保安の維持・向上に資する様々な業務に取り組んでいます。

NITE 電力安全センターの業務紹介 >>>

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/index.htm>

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 国際評価技術本部長 菊島 淳治
（担当者） 国際評価技術本部 電力安全センター センター長 田中 栄一

電話：03-3481-9823 FAX：03-3481-0536

メールアドレス：tso@nite.go.jp

※ 電気事業法の事故報告制度については、経済産業省にお問い合わせください。

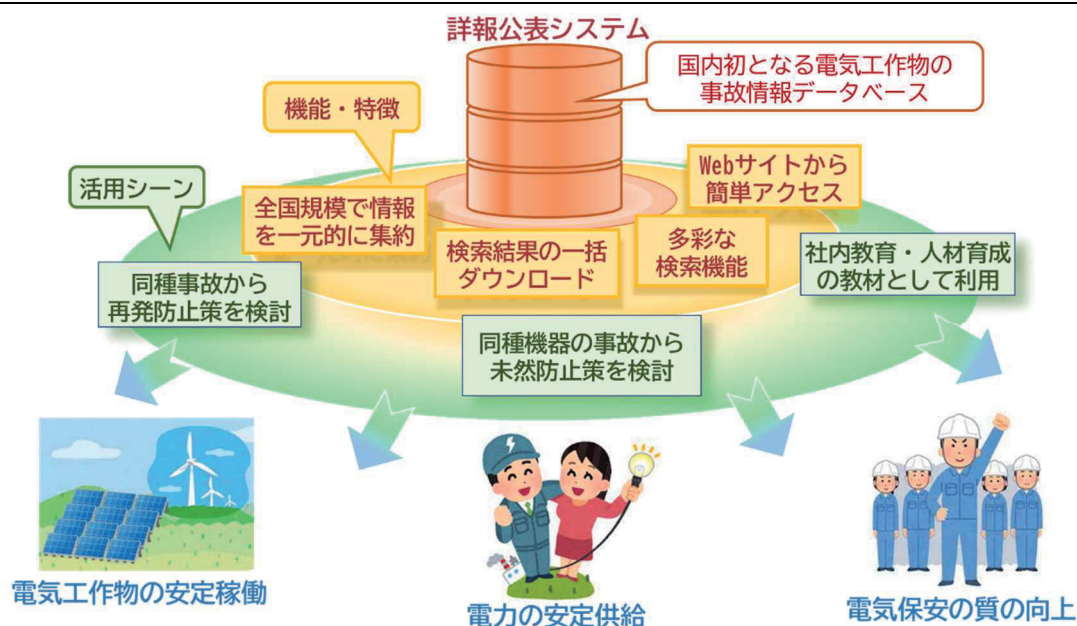
(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/index.html)

News Release

2022年1月31日
N I T E（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

日本初！電気設備の事故情報一元化を実現！ ～情報公開により再発防止に貢献！！

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（N I T E（ナイト）、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原）は、発電、変電、送電、配電又は電気の使用のために設置する工作物（電気工作物）の事故情報を全国規模で集約したデータベースを構築し、2022年1月31日、「詳報公表システム」として公開しました。詳報公表システムは、電気事業法に基づく電気工作物に関する全国の事故情報が一元化された、主に電気事業者向けとなる国内初のデータベースです。これまで、産業保安監督部ごとに管轄地域の事故情報が一覧等で公開されていましたが、検索機能がなく、電気事業者にとっては、自分の事業場と似た設備の事故情報を網羅的に調べるためには、全ての産業保安監督部の公開情報を調べる必要がありました。詳報公表システムを使用することで、事故情報のきめ細かい検索やデータの抽出やダウンロード等、必要な時に、必要な情報を電気事業者をはじめどなたでも活用することができます。本システムにより、電気工作物に関わる事故情報の利活用がさらに進み、再発防止策、未然防止策の立案に寄与し、電力の安定供給に貢献することが期待されます。



1. 電気を供給・使用するために使われている電気事業用・自家用の電気工作物では、毎年 500 件以上の「詳報」（電気事業法電気関係報告規則第 3 条に基づき報告される

事故情報）が国（経済産業省）に報告され、蓄積・公表されています。2021 年 12 月 10 日、経済産業省の第 26 回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会において、事故の再発防止等の観点から、従来の取り組みをさらに進め、電気工作物の事故情報を詳細かつ全国規模で集約し、より活用しやすい形で公開することが求められました。

そこで NITE 電力安全センターでは、経済産業省本省や各産業保安監督部と連携し、これまで構築を進めてきた全国の電気工作物の事故情報（詳報）のデータを一元化し、検索、ダウンロード等の機能を備えた「詳報公表システム」として提供することとなりました。

条件検索

発生年月 ~

条件検索とキーワード検索に対応

発生地域 ☐ 北海道 ☐ 東北 ☐ 関東 ☐ 中部 ☐ 北陸 ☐ 近畿 ☐ 中国 ☐ 四国 ☐ 九州 ☐ 沖縄

事故種別 ☐ 感電等による死傷 ☐ 電気火災 ☐ 電気工作物の破損等による物損 ☐ 電気工作物の破損 ☐ 発電支障
☐ 供給支障 ☐ 他社への波及 ☐ 自家用電気工作物からの波及 ☐ ダム異常放流 ☐ 社会的影響

電気工作物第1階層 電気工作物第2階層 電気工作物第3階層
 電気工作物第4階層 電気工作物第5階層 電気工作物第6階層

キーワード検索

	キーワード	検索項目	選択肢
キーワード条件	1.	を	に 含む
	2.	を	に 含む
	3.	を	に 含む

条件 1. 2. 3すべてを満たしている

全角/半角 ☒ 区別する ☐ 区別しない

検索 クリア

〔図〕 詳報公表システムの検索画面

2. 詳報公表システムは、NITE 電力安全センターのホームページで公開し、電気事業者をはじめ、どなたでもご自由にお使いいただけます。条件やキーワードで簡単に検索でき、抽出されたデータは CSV ファイルとしてダウンロードすることも可能です。電気事業者や電気保安管理技術者等におかれては、保有や保安管理しているものと同様の設備で過去に発生した事故を調べたり、発生した事故と類似した事例を調べたりすることで、未然防止や再発防止に活用することができます。また、さまざまな状況、条件での事故事例は、社内教育用の教材としてもお役立ていただけます。データでは、事故の特定につながる社名や事業場名等は削除され、事故の概要や原因、再発防止策など、再発防止・未然防止の参考になる情報が含まれています。

[illegible]

事故を特定できる社名、事業場名等の情報は含まない



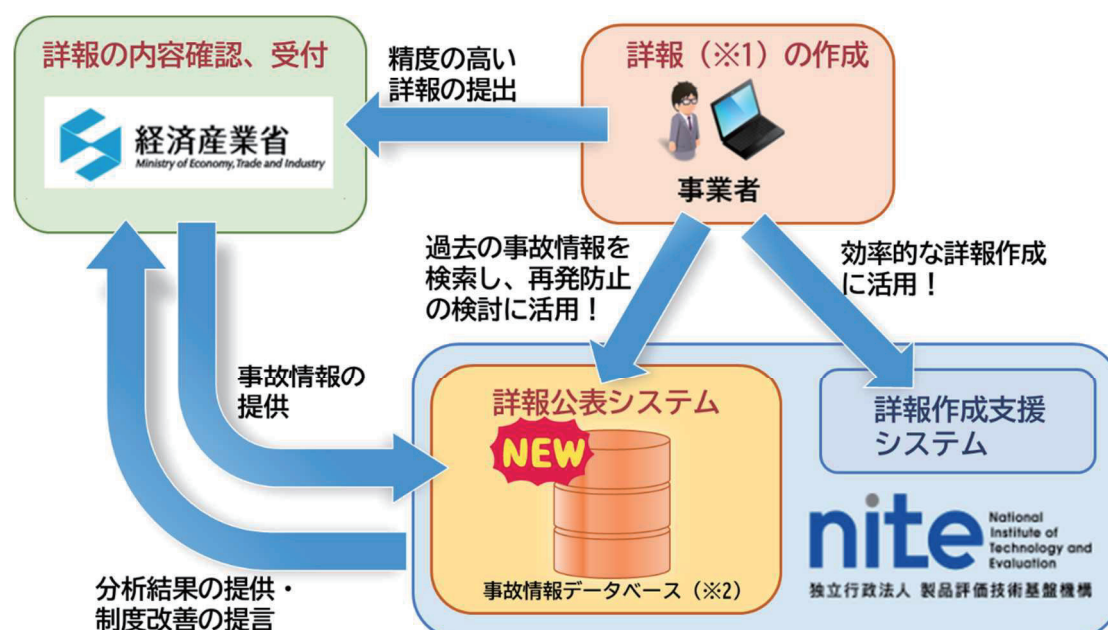
39

主要項目	記載例
発生年月	20〇〇年〇月
発生地域	〇〇
事故種別	感電等による死傷
事故概要	当該事業場の電気室内で、作業員（その他）が年次点検の事前調査のため、高圧盤内に手を入れてカメラで設備の銘板を撮影していた際に負荷開閉器（LBS）の充電部に手が接触して感電したため、死傷事故になった。（受電電圧：〇〇V）
被害状況	作業員（その他）1名が感電負傷（受傷電圧：〇〇V）
事故発生電気工作物の概要と被害箇所	需要設備（高圧）→開閉器類→高圧負荷開閉器→負荷開閉器（LBS） 作業員（その他）が高圧盤内に手を入れた際に、負荷開閉器（LBS）の充電部に接触して感電した。
事故原因	大分類：故意・過失 小分類：作業員の過失 当該事業場の電気室内で、作業員（その他）が年次点検の事前調査のため、高圧盤内に手を入れてカメラで設備の銘板を撮影したが、誤って負荷開閉器（LBS）の充電部に手が接触して感電したものと推定される。
再発防止策	・高圧盤内の前面にアクリル製の高圧防御板を設け、手が入らないようにした。 ・高圧受電設備作業に従事する者には、高圧電気取扱者特別教育を受講させることとし、未受講者は早急に受講させる。

[表] 詳報公表システムで閲覧できる情報の例（感電等による死傷事故）

3. NITE 電力安全センターは、詳報作成者による詳報の作成や手続き等の負担を軽減するため、これまで詳報の整理・集計・内容分析を行ってきた知見を活用して「詳報作成支援システム」を2019年8月より提供してきました。この度、詳報公表システムを開始することにより、詳報データの”集約”と”活用”の両方の仕組みを提供できるようになります。

電気工作物の社会インフラとしての重要性は、ますます高まるなか、NITE は、事故情報のさらなる活用を提供することにより、事故の未然防止、再発防止、また電力の安定供給に貢献しています。



※1 電気関係報告規則第3条に基づき事業者から国に報告される事故情報

※2 データベースには、社名や事業場名等を特定する情報は含まれません。

〔図〕 事業者による詳報公表システムと詳報作成支援システムの活用イメージ

4. NITE 電力安全センターは、経済産業省からの要請を受け、電気保安行政（電気工作物の設計、維持、運用等における安全を確保するため行政活動）を技術面から支援するために、2020年4月、電気保安業務の専従組織として発足しました。NITE がこれまで培ってきた知識や経験を活用し、経済産業省や関係団体と連携しながら、電気保安の維持・向上に資する様々な業務に取り組んでいます。

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 国際評価技術本部長 菊島 淳治
 担当者 国際評価技術本部 電力安全センター 田中、伊敷
 電話：03-3481-9823 FAX：03-3481-0536
 メールアドレス：tso@nite.go.jp

※ 電気事業法の事故報告制度については、経済産業省にお問い合わせください。

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/index.html)

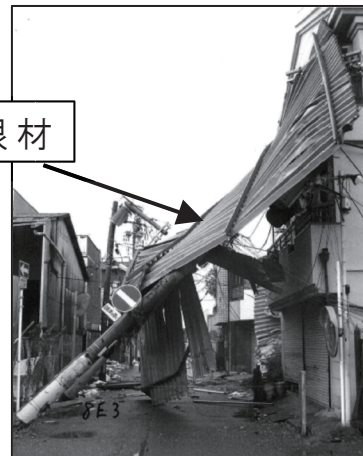
台風時の電柱倒壊等による停電防止のために 飛来物対策のお願い

- ◆ 令和元年台風15号による電柱倒壊被害の原因の1割強が飛来物です。

電柱倒壊数	(内訳) 電柱倒壊原因別		
	倒木、 建物倒壊	飛来物	地盤の影響
1,966基	1,477基 (74%)	281基 (14%)	238基 (12%)

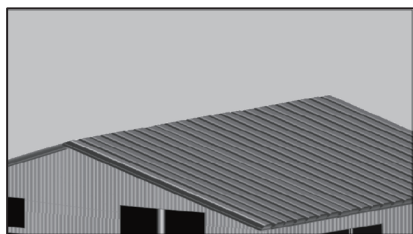
出所：経済産業省資料を基に作成

飛来物による電柱倒壊被害（平成30年台風21号）



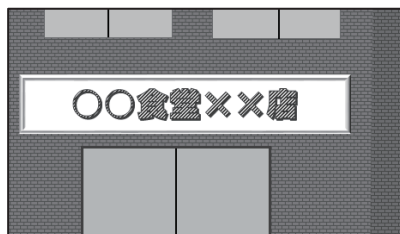
写真提供：関西電力送配電(株)

- ◆ 強風によって建物の屋根材、屋外広告物、農業用のビニールシート等が飛散しないよう、台風が来る前に点検し、補修・補強等の飛来物対策をお願いします。

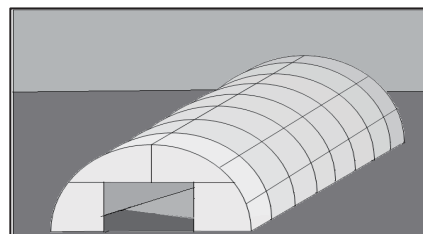


むねばんきん

棟板金や屋根材に、浮きやさびがないかを点検し、補修しましょう。



屋外広告物の表示面板や取付部に、腐食や変形がないかを点検し、補修しましょう。



ハウス・テントの補修、バンドやパッカーでの補強で、シートの飛散を防止しましょう。



経済産業省
中部近畿産業保安監督部近畿支部
電力安全課 TEL:06-6966-6056

事故事例

近畿管内で発生した事故事例（抜粋）

発生年月	事故概要
R5. 6	大雨により土砂崩れがあり、法面が崩壊し、7台の架台が破損した。
R5. 6	大雨によりPCS(2014年製)、太陽電池モジュール(2015年製)が水没し使用不可能となった。
R5. 6	落雷（誘導雷）により、パネルが390枚（約150kW）破損した。
R5. 6	小出力の太陽電池発電設備(49.5kW)において、近隣の河川が氾濫したことにより水没しモジュールが被害を受けた。
R5. 6	小出力の太陽電池発電設備(49.5kW)において、土砂崩れによりパネル・架台の約半数が破損した。
R5. 8	小出力の太陽電池発電設備(47.2kW)において台風による強風によりパネルが飛散、架台が破損した(約5割の被害)。約30枚のパネルが敷地外に飛散したが大きな被害はなかった。

令和5年度自家用電気工作物の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

1. はじめに

経済産業省では、自家用電気工作物が起因となる感電、火災等の事故から従業員、点検作業員、一般公衆等を守り、波及事故による電力の供給に影響を与えないための自主保安体制の確保、公共の安全確保、保安レベルの向上を図ることを目的として、電気事業法第107条第4項の規定に基づき自家用電気工作物設置者（以下「設置者」という。）に対する立入検査を実施し、自主保安体制の中心となる保安規程の遵守状況、電気設備技術基準の適合状況及び電気主任技術者を中心とした保安活動が円滑に執り行われているかを確認しています。

以下に令和5年度の立入検査実施結果をまとめました。皆様方の事業場の保安体制の再検証及び保安体制の維持、向上のためのご参考にしていただければ幸いです。

2. 立入検査の内容

令和5年度は、36か所の事業場（工場、商業施設・店舗、事務所ビル、公共施設等）に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類等を確認することによって以下の項目を検査しました。

- ・電気主任技術者の執務状況及び保安規程の遵守状況
- ・電気工作物の維持管理状況
- ・電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
- ・事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況

3. 立入検査を実施した事業場の概要

（1）立入検査実施事業場の受電電圧及び保安形態別の内訳は表1のとおりです。

表1 立入検査事業場の電圧及び保安形態別内訳

【単位：箇所数】

保安形態	規模 低圧	高圧				特別高圧		合計
		100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	5000kW未満	5000kW以上	
選任主任技術者						3	10	13
兼任主任技術者								0
許可主任技術者								0
統括主任技術者								0
電気保安法人			8	2				10
電気管理技術者			7	1	1			9
未選任			4					4
合計	0	0	19	3	1	3	10	36

（2）立入検査実施事業場の業種別内訳は表2のとおりです。

表2 立入検査事業場業種別内訳

業種	箇所数
工場	12
営業所・倉庫	2
病院	8
学校	7
商業施設・店舗	6
事務所ビル	1
合計	36

4. 立入検査結果

(1) 電気主任技術者の執務状況及び保安規程遵守状況

改善指導件数は合計44件で内訳は表3のとおりです。

(2) 電気工作物の維持管理状況

電気設備技術基準不適合件数は合計17件で、内訳は表4及び表5のとおりです。

5. 立入検査結果を踏まえた留意事項

以上のご紹介した検査結果を踏まえ、皆様方の事業場の自主保安活動において特に留意いただきたい事項は以下のとおりです。

(1) 電気主任技術者の執務状況については、保安監督の職務を誠実に実施していない「保安規程で定めた点検頻度を守っていない、点検の一部を実施していない（特に低圧部分）、工事期間中の巡視、点検を実施していない」等、法令に基づく電気主任技術者の職務誠実義務に反する事例が見受けられました。

電気主任技術者を選任していないことについては、立入検査を実施した結果、速やかに選任する等、改善が見受けられましたが、電気主任技術者不在は、電気事故に繋がる恐れがあり、法令遵守は勿論、自主保安体制の確保の観点からも選任する必要があります。

他方、電気主任技術者が電気工作物の不適合箇所について、速やかな設備改修が必要である旨の意見具申を行ったにも関わらず、設置者がその意見に基づいた改修に応じない事例もありました。電気主任技術者は保安の監督の職務を誠実に実施することが求められる一方、設置者におかれても電気主任技術者の意見を尊重し、双方が保安の重要性に対して相互理解を図った上で自主保安体制を築いていただくようお願いします。

(2) 保安規程の遵守状況については、同規程に定める設備の巡視、点検、測定基準が現状の保守点検内容、点検頻度に比して実態と合致せず、保安規程が形骸化している事例が見受けられました。保安規程を標準的なサンプルにより策定している事業場にあつては、点検頻度や点検基準など保安業務の実施方法を保安規程に基づかず行っている事例が多数見受けられます。各事業場においては、保安業務が保安規程に基づき適切に実施されているかを定期的に検証するとともに、その結果を踏まえて同規程の見直し等、検討していただくことをお願いします。

表3 電気主任技術者の執務状況及び保安規程遵守状況に関する指導件数(単位:件)

番号	改善を必要とする事項	合計
1	電気主任技術者の状況 小 計	4
	①設置者が改修要求に応じない	
	②上司に改修依頼、報告がない	
	③点検の結果を確認していない	
	④主任技術者が転退職して不在	
	⑤主任技術者を選任していない	2
	⑥主任技術者の変更届がされていない	1
	⑦保安監督の職務を誠実に実施していない	1
	⑧主任技術者の執務形態が不明確	
	⑨主任技術者を含む組織が機能していない	
2	保安規程等の変更手続 小 計	4
	①保安規程等を変更していない	3
	②保安規程を定めていない	1
	③保安規程を紛失	
3	保安管理体制 小 計	0
	①保安管理体制が保安規程に適合していない	
	②保安管理体制が不適切	
	③保安管理体制が不明確	
4	保守点検 小 計	17
	①保安規程で定められた点検頻度を守っていない	5
	②巡視・点検記録が保管されていない	1
	③巡視・点検記録が不適切	1
	④点検の全部又は一部を行っていない	9
	⑤判定基準が不明	
	⑥点検結果に基づく改修が未履行	1
	⑦点検結果に基づく改修状況が不明	
	⑧点検結果を設置者が確認していない	
5	書類保管 小 計	2
	①保安規程で定められた関係書類保管期間を守っていない	2
6	保安教育 小 計	2
	①保安教育を適切かつ計画的に実施していない	2
	②防災訓練を適切かつ計画的に実施していない	
7	工事の計画及び実施 小 計	7
	①竣工検査の全て又は一部を実施していない	
	②工事に係る巡視、点検を実施していない	3
	③補修工事関連資料が整備されていない	4
8	運転または操作 小 計	3
	①運転または操作基準を定めていない	3
	②操作基準を守っていない	
9	災害時の防災体制 小 計	1
	①災害(電気事故含む)発生時の防災体制が整備されていない	1
10	整備その他 小 計	4
	①現有設備を反映した単線結線図が整備されていない	
	②関係図面が整備されていない	2
	③設備台帳が整備されていない	
	④ばい煙発生施設に係る手続がなされていない	
	⑤その他法令に基づく手続がなされていない	
	⑥絶縁監視装置警報発報時に必要な措置がとられていない	2
	⑦絶縁監視装置の警報設定値が適切でない(隔月点検の要件を満たしていない)	
	⑧点検基準や点検記録様式等が実態に合っていない	
	合 計	44

表 4 技術基準に関する指導件数(受電設備)

	不良事項	条項(解釈)	該当件数
1	接地抵抗値が過大	10,11 (17,24)	2
2	接地工事施工方法が不適切	6,11 (17)	
3	機械器具の鉄台および外箱の接地工事不完全又は未施工	10,11 (29)	1
4	B種接地工事が不適切	6,10,11,12 (24)	1
5	高圧の充電部に取扱者以外の者が容易に触れる恐れがある	9 (21)	
6	受電用遮断器の遮断容量が不足	14 (34)	
7	過電流遮断装置が未設置	14 (34)	
8	地絡遮断装置が未設置	15 (36)	
9	避雷器が未設置	49 (37)	
10	高圧受配電設備の出入口に立入禁止又はキュービクルに危険である旨の表示がない	23 (38)	1
11	高圧受配電設備の出入口に施錠装置がない	23 (38)	
12	電柱の足場金具等が1.8m未満に設置されている	24 (53)	1
13	架空ケーブルの施設方法が不適切	6,10,11,21 (67)	
14	高圧架空電線路支持物の支線の施設方法が不適切	32(61,62)	
15	架空電線の地表上高が不足している	25(68)	
16	高圧(低圧)架空電線等相互の離隔距離が不足	28(74～76)	
17	高圧(低圧)架空電線と建造物、アンテナ等との離隔距離が不足	29 (55,71,77～79)	
18	高圧(低圧)架空電線が植物に接触	29 (79)	
19	地中電線路を埋設している旨の表示がなされていない	47(120)	
	合 計		6

表 5 技術基準に関する指導件数(負荷設備)

	不良事項	条項(解釈)	該当件数
1	電線の接続方法が不適切	7 (12)	
2	回路の絶縁抵抗値が基準を満足しない	5,58 (14,15)	7
3	接地抵抗値が過大	10,11 (17,24)	1
4	機械器具の鉄台および外箱の接地工事不完全又は未施工(自販機含む)	10,11 (29)	
5	過電流遮断器の施設方法が不適切	14 (33)	
6	地絡遮断装置が未設置(水気のある場所、300Vを超える低圧回路)	15 (36)	3
7	低圧屋内配線にビニルコードを使用(電球線は15に記載)	56,57 (146)	
8	低圧屋内配線器具の施設方法が不適切(充電部露出、器具の固定など)	59 (150)	
9	低圧屋内機械器具の施設方法が不適切	59 (151)	
10	過電流遮断器の定格電流が低圧屋内幹線の許容電流を上回る	56,57,63(148)	
11	低圧屋内配線の施設場所に適合しない工事方法により施設	56 (156)	
12	金属管工事の金属管に未接地、またはボックスカバーがない	10,11,56,57 (159)	
13	ケーブル工事が不適切(支点間の距離が2m超過など)	56,57 (164)	
14	低圧屋内配線と弱電流電線の離隔距離が不足	62 (167)	
15	電球線工事が不適切(ビニル電線の使用など)	56,57 (170)	
16	屋内低圧用移動電線の施設方法が不適切	56,57 (171)	
17	低圧接触電線の施設方法が不適切	56,57,62,63,73(173)	
18	高圧屋内電線の施設方法が不適切	56,57,62 (168)	
19	屋外配線の施設方法が不適切	56,57,62,63 (166,168,169)	
20	配線器具に堅ろうな防護装置がない	56,59 (143,150)	
	合 計		11

(3) 電気設備の維持管理状況については、低圧電路の絶縁抵抗値が技術基準に適合していない事例が多数見受けられました。機械器具の絶縁状態を保つためには、定期的な絶縁抵抗測定等、劣化傾向の管理を行うとともに、不良箇所は速やかに改修する必要があります。さらに、このような維持管理に努めていても絶縁不良は起こり得るものと認識し、接地線の接続状態の確認及び接地抵抗測定を定期的を実施するとともに、メーカー等で定める更新推奨年を考慮した計画的な設備更新をお願いします。

他方で、300Vを超える低圧電路や水気のある場所における地絡遮断装置の未設置等、技術基準に適合していない事例が見受けられました。特に水気のある場所では、漏電火災に繋がる恐れもあることから漏電遮断器の設置をお願いします。立入検査を実施した結果として、低圧電路の設備について、見落としがちになる傾向が見受けられます。これまでの事故報告の統計からも件数が多いのは、高圧電路より低圧電路での事故が多いことが過去の統計からわかっています。皆様方の事業場の電気主任技術者におかれましては、日々の点検にて低圧電路の設備も保安規程の点検基準に定めていることを認識し、点検にあたってくださいようお願いします。

○自家用電気工作物設置者の皆様は、電気事業法上、電気工作物を技術基準に適合するよう維持しなければならないという義務が課されていることを認識し、以下の点に注意をしていただくようお願いします。

- ① 年次点検（全停）は、早めに停電日程を調整する等、保安規程に基づき確実に実施してください。
- ② 点検の結果、技術基準に適合しない箇所が見つかった際は、迅速に改修してください。
（立入検査の結果として、低圧回路の絶縁不良が多く散見され、感電死傷事故も発生しています。）
- ③ 更新推奨年を超えた電気設備については、機器の重要度や使用環境等を考慮して、計画的に更新するようお願いします。（周辺地域を停電させる波及事故が、電気設備の経年劣化を原因としている事例も多数あります。）
- ④ 波及事故が発生すると、自社工場等の停電だけでなく、周辺の他社工場の操業停止や信号機の消灯など社会的に大きな影響がありますので、自ら予防保全を行い事故の未然防止に努めてください。（出迎え方式は、特に波及事故に繋がる恐れがありますので点検を入念に行っていただき、点検結果が不良となった際には、迅速に改修していただくようお願いします。）
- ⑤ 工事を実施する場合は、電気工事以外の些細な工事の場合でも、電気主任技術者に連絡するようお願いします。（電気工事以外の工事でも、誤って電路に触れることによる感電

死傷事故や、誤ってケーブルを損傷することによる波及事故が多く発生しています。)

- ⑥ 電気主任技術者による PAS 強制投入に伴う波及事故が発生しています。電気主任技術者の皆様におかれましては、自らが担当する事業場における事故対応手順を改めて見直すとともに、事故対応時は、確認漏れや判断の誤りによって波及事故に至る可能性があることを念頭に、事故対応手順に基づき慎重に対応していただくようお願いします。

6. 立入検査による指摘事例

本項では、立入検査の中で実際に指摘をした事例について記載します。皆様の事業場においても起こりうる可能性がある事例となりますので、参考としていただき、日々の自主保安体制の強化に努めていただければ幸いです。

- ① 病院において、検査記録および保安規程の内容を確認すると長年、年次点検の点検頻度、点検内容が遵守されていないことが判明した。担当責任者、電気主任技術者から事情聴取すると病院施設であり、人命に関わる設備も多く、停電点検を実施することができなかったというものである。しかし、人命を預かる施設だからこそ、受配電設備、非常用発電装置の健全性を担保する点検実施が可能となるよう停電計画の策定、準備等、不測の事態を招かないようにしていただくよう指導を行った。
- ② 特別高圧事業場において、検査記録を確認すると一部低圧電路の点検が、実施できておらず、保安規程の点検頻度、点検内容を遵守できていなかった。これは特別高圧事業場ではよく見受けられる事例である。電気主任技術者からこの実態について、事情聴取をしたところ、特別高圧事業場では、高圧設備を含め設備量が多く、低圧電路の点検まで手が回っていないというのが実情であった。しかし事故報告の中で件数が多いのは、高圧電路より低圧電路での事故が多いことが過去の統計から浮き彫りになっているので、点検未実施は事故に繋がることを認識していただき、保安規程に定める点検頻度を遵守していただくよう指導を行った。
- ③ 電気主任技術者の執務状況を確認する中で一部、執務の実態として疎かになっていると見受けられる点があった。工事期間中における主任技術者の監督および点検ができていない事例や、日常点検が配電盤の点検作業のみになっており、分電盤以降の点検が不足するために、配線図と分電盤の位置関係を理解していない事例があった。また関係図面等の資料の整備が不十分である事例などもあった。これらの実態において、電気主任技術者の職責を十分に理解した上で保安業務に従事するよう指導を行った。

7. おわりに

電気の保安は皆様方の心がけ一つ一つの積み重ねで成り立っております。今回紹介した立入検査結果が、皆様方の自主保安活動の一助となることを願うとともに、電気の便利さ、大

切さ、電気事故の怖さについて改めてご認識いただければ幸いです。今後も引き続き、電気事業法ならびに電気保安行政へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度電気保安法人の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

1. はじめに

経済産業省では、電気事業法第107条第4項の規定に基づき自家用電気工作物の保守点検を行った事業者（以下「電気保安法人」という。）に対する立入検査を実施し、電気保安法人等の保安体制において重要となる保安管理業務マネジメント規程の遵守状況、また当該規程に基づく保安活動が円滑に執り行われているかなどを確認しています。

以下に令和5年度の立入検査実施結果をまとめました。

2. 立入検査の内容

令和5年度は、2カ所*の電気保安法人に立ち入り、保安管理業務マネジメント規程を確認することによって以下の項目を検査しました。*昨年度の報告徴収によるフォローアップのための立入検査を除く

- ・電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の承認を受けた者にあつては、電気事業法施行規則第52条の2及び第53条で定める要件への適合状況
- ・主任技術者にあつては、電気事業法第43条第4項の職務状況

3. 立入検査結果（指摘・指示事項）

保安管理業務を遂行するための体制（法人のマネジメントシステム）

- 管理者が保安管理業務の主たる役割を適正に実施していない
- 保安業務担当者が担当事業場の点検を実施していない
- 保安業務従事者証を発行していない
- 保安管理業務マネジメント規程を変更していない

4. 立入検査結果を踏まえた留意事項

以上の検査結果を踏まえ、留意頂きたい事項は以下のとおりです。

保安業務担当者以外の従業員が一部、月次点検等を実施している事例があり、外部委託制度における保安管理業務の適正かつ適確な遂行への理解度が不足している点が見受けられました。電気保安法人として事業を適正に維持継続するためにも保安管理業務マネジメント規程の重要性を理解して保安管理業務体制を構築することが必要です。

電気保安法人の皆様におかれましては、同様の問題がないか、改めて保安管理業務マネジメント規程をご確認いただき、現在の保安体制が当該規程に則した内容になっているかを検

証するとともに、その結果を踏まえて保安全管理業務の見直し等、是正していただくようお願いいたします。

自家用電気工作物の立入検査実施におけるお願い

1. 原則として電気主任技術者は検査当日の立ち会いをお願いいたします。
なお、外部委託事業者に委託されている場合は、設置者側の方も立ち会いをお願いいたします。
2. 検査に関する問い合わせは通知書記載の検査官に行ってください。
3. 検査当日は下記の書類・図面等を準備してください。
 - ① 単線結線図
 - ② 受電用遮断器の遮断容量計算値及びB種接地抵抗値計算値
 - ③ 主要設備の配置の状況を明示した構内図
 - ④ 保安規程
 - ⑤ 保安規程に基づく巡視・点検・測定の記録（年次点検記録含む）
 - ⑥ 屋内配線図
 - ⑦ 設備台帳
 - ⑧ 電気事業法に基づく申請・届出書類の控え等
 - ⑨ 外部委託法人及び電気管理技術者に委託している場合は、立入検査実施時における換算点数合計値
 - ⑩ 外部委託法人及び電気管理技術者に委託している場合で、低圧電路絶縁監視装置を有する事業場については、警報発報時の記録及び制定値の確認できる書類
 - ⑪ 最大電力及び契約電力が確認できる資料（電力会社との契約書(写)等）
 - ⑫ その他必要と思われる書類

なお、検査終了後、立ち会い者の方に署名をお願いする場合があります。
4. 検査日の日程変更をご希望される場合は通知書記載の検査官まで連絡をお願いします。

改善指示のあった場合の処理の進め方について

【第1ステップ】

- ・検査終了後、検査官と被検査者との間で、事実関係について確認書を交わします。
- ・被検査者は、確認書に記載した内容に対する改善報告書又は改善計画書を期限（検査後30日以内）までに提出してください。改善計画書には、改善終了予定時期を明記して下さい。
- ・改善計画書を提出した場合には、改善が終了した後、計画書に記載した改善終了予定時期までに改善終了報告書を提出して下さい。

【第2ステップ】

- ・法に違反し、かつ以下の場合には厳重注意を行います。厳重注意を行った場合には、ホームページ等で被検査者名を含めた情報公開を行います。
 - a.改善報告書あるいは改善計画書の提出がない又は改善計画書に記載された時期に改善終了報告書の提出がない場合であって、当部の提出指示に従わない場合。
 - b.提出された改善報告書又は改善終了報告書の内容が法の規定に適合していないと認められ、何らかの措置を講じる必要がある場合であって、当部の指示に従わない場合。
- ・被検査者は、厳重注意を受けた内容に対する改善報告書又は改善計画書を期限（概ね30日以内）までに提出してください。
- ・改善計画書を提出した場合には、改善が終了した後、期限までに改善終了報告書を提出して下さい。
- ・厳重注意に応じない場合で、法に基づく命令が規定されていない場合、法に基づく罰則が適用される可能性があります。

【第3ステップ】

- ・厳重注意に応じない場合は、被検査者に対して法に基づく命令を発します。
- ・命令に応じない場合には、法に基づく罰則が適用される可能性があります。

電気事業法に基づく手続の 電子届出・申請が 始まります



1. 保安ネットとは？

保安ネットとは、5つの産業保安法令に基づく一部の手続きを、各事業者がインターネットを利用して届出・申請を行うことができるシステム。

(1) 対象となる法令

- ① **電気事業法**
- ② ガス事業法
- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ④ 火薬類取締法
- ⑤ 鉱山保安法

(2) 運用開始時期

近畿地域

(滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県の全域、福井県・岐阜県・三重県の一部地域、兵庫県の一部地域を除く)

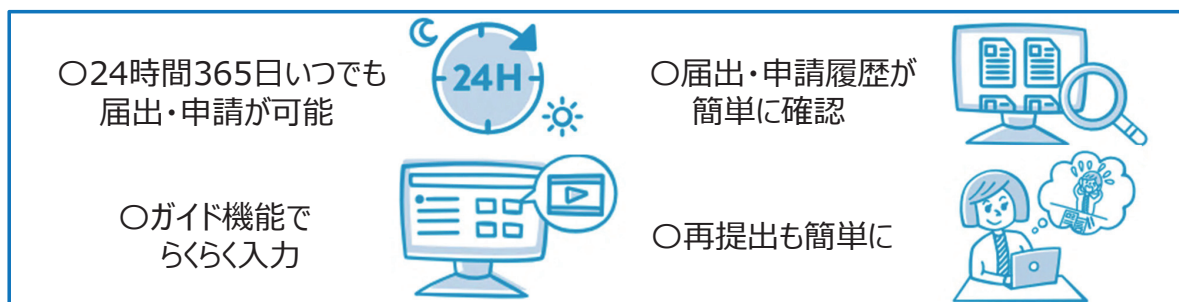
2020年6月下旬から

電気事業法に基づく届出・申請を電子化！



2. 利用することのメリット

保安ネットは、産業保安法令に基づく一部の手続きを、事業者がインターネットを利用して届出等を行うことができるシステムで、**様々な使用上のメリット**がある。



- 例えば、①履歴の確認→届出・申請は、提出毎に画面で受理/審査完了結果が閲覧できる。過去に届出・申請したデータを利用して新たに届出・申請もできる。
②処理状況の確認→提出した届出・申請の処理状況(審査中・受領済・承認済など)を画面上で確認できる。一覧も印刷可能。
③通知文書→申請承認後に交付する通知文書は、PDF形式にて複数回のダウンロードや印刷が可能。



更に、電子届出・申請の際は、**設置者の代表印は不要**となるため、**従来より手間なく手続きがスピーディー**になる！



3-①. gBizIDとは (その1…概要)

保安ネットの利用するには、事前に**gBizID** (ジービズ・アイ・ディー) のアカウント取得が必要です。

①gBizIDとは？

- 経済産業省に対する様々な行政手続きを一つの共通アカウントで利用できるサービス。
- 詳細はgBizID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/>) を参照。



②gBizIDに関する問合せ先 <gBizID ヘルプデスク>

- 電話：0570-023-797 受付時間：平日9:00～17:00
保安ネットの操作方法や不具合は、「保安ネット**ヘルプデスク**」に問い合わせ。



よくある質問

Q1. 電子届出・申請する場合は、どのような**事前準備**が必要か？

A1. ①インターネットに接続できるパソコン、②『**g BizID**』のIDとパスワード)、③届出・申請に必要な情報の3点。

Q2. 法人ではなく**個人**で電子届出・申請は可能か？

A2. 個人でも可能。なお、個人の場合でも『g BizID』の取得が必要。

3-②. gBizIDとは

(その2・・・アカウント取得)

gBizIDを取得していない方は
gBizIDのサイト
(<https://gbiz-id.go.jp/>)
にアクセスして、gBizIDプライムの取
得を行ってください。

gBizIDプライム取得には

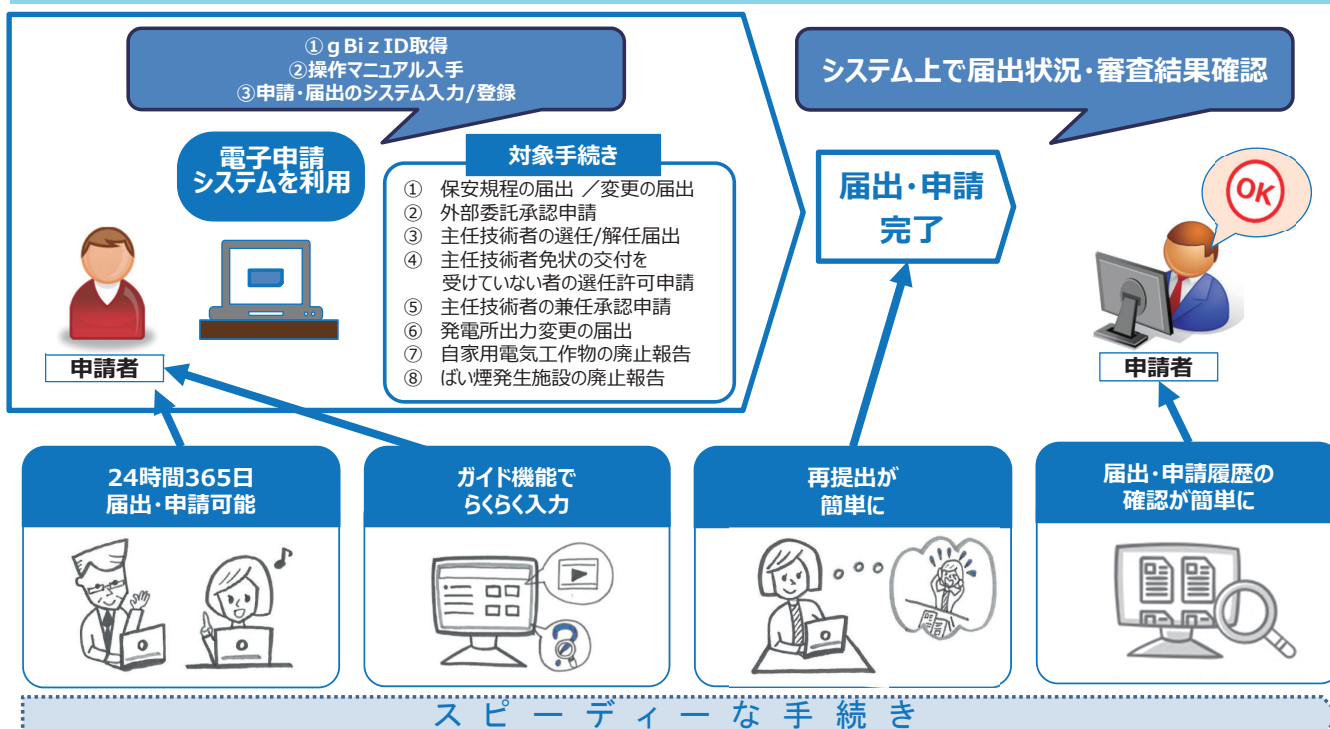
- ①書類郵送申請
- ②オンライン申請 がございます。

ID発行までの時間、必要書類など違いが
あります。



4. 電気事業法に係る手続きを保安ネットで行うと・・・

電気事業法では、8つの届出・申請が保安ネットを使用することで、**迅速に手続きを進める**ことができる。わざわざ受付窓口訪問や郵送といった手間も不要。



5. 保安ネットへの当部ウェブサイトからのアクセス

当支部HPのリンクバーから、経済産業省の『保安ネットポータルサイト』にアクセスできる。

中部近畿産業保安監督部近畿支部のホームページ
<https://www.safety-kinki.meti.go.jp>



当支部ウェブサイト上で赤枠をクリックすれば
経済産業省の『保安ネットポータルサイト』にア
クセスできる。

6. 保安ネット画面へのアクセス（トップページ）

保安ネットポータルの第1画面で『保安ネットはこちら』をクリックすると
g BizID入力画面に繋がる。



7. 保安ネットにログイン

ログイン画面にてgBizIDとパスワードを入力してログインして下さい。

The screenshot shows the gBizID login interface. At the top left is the 'gBizID' logo and the text 'ログイン / Login'. Below this are two input fields: 'アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)' and 'パスワード / Password'. A blue button labeled 'ログイン / Login' is positioned below the password field. A red rectangle highlights a link that says 'パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?'. Below this link is another link: 'アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.' At the bottom center, it says 'デジタル庁' and '© 2019 Digital Agency, Government of Japan'. Two callout boxes are present: one on the top right labeled '解説' (Explanation) with the text 'ID・パスワードを入力！' (Enter ID and password!), and one on the bottom right labeled '注意' (Attention) with the text 'もしパスワードを忘れた方は、ここを押してパスワード再設定して下さい。' (If you forgot your password, please press here to reset your password.).

8. 保安ネットの操作マニュアル

操作に関するマニュアルは、経済産業省のウェブサイトから入手できます。利用者によって使用するマニュアルが異なるので注意して下さい。

入手できるマニュアル（電気事業法）

①利用者（設置者）向け

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/manual_denki.pdf

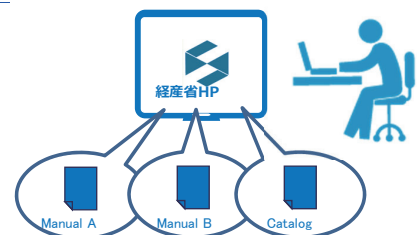
②利用者（みなし設置者）向け

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/manual_denki_minashi.pdf



◆保安ネットポータルサイトへのアクセス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html



X. 参考資料

- 最近の電気保安規制の見直し等について
- 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)
- 経済産業省告示第249号(平成15年7月1日)
- 小規模事業用電気工作物の新制度について
- 「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」の制定について
- 環境関連施設に係る手続きについて
- PCB含有電気工作物に係る手続について
- 電気保安功労者表彰制度について
- 電気事業法関係手数料について
- 中部近畿産業保安監督部近畿支部の電気保安に係る手続きの担当窓口について(電力安全課)
- 中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課のウェブサイト、メールマガジン及びX(旧Twitter)について

最近の電気保安規則の見直し等について

<技術基準等>

2023 年 12 月 26 日

◆電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

○概要

「電気設備の技術基準の解釈」「電気設備の技術基準の解釈の」の一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/20231226-4.html

<法律、省令、施行規則等>

2024 年 3 月 29 日

◆「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正について

○概要

「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈(20160531商局第1号)」の一部改正を令和6年3月28日付けで行いましたので、お知らせいたします。なお、令和6年4月1日から効力を有します。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-1.html

2024 年 3 月 15 日

◆「発電用火力設備の技術基準の解釈」及び「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正について

○概要

「発電用火力設備の技術基準の解釈」及び「主任技術者制度の解釈及び運用」の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。なお、令和6年3月15日から効力を有します。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240315.html

2024 年 3 月 1 日

◆令和6年能登半島地震の被災地に関する電気工事士試験及び電気主任技術者試験の救済措置について

○概要

経済産業省及び一般財団法人電気技術者試験センターは、令和6年能登半島地震による災害の影響に鑑み、電気工事士試験及び電気主任技術者試験において救済措置を行います。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240301-1.html

2024 年 2 月 29 日

◆電気事業法施行規則の一部を改正する省令について

○概要

本改正は必要な許認可手続きを経ずに不法に土地の開発を行っている事業者による当該土地での電気工作物の設置や運転を排除するため、事業用電気工作物の設置又は変更の工事計画の届出段階に

において、土地の開発に必要な許認可の取得状況の確認をすることなどを規定したものです。なお、施行日は令和6年4月1日となります。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/02/20240229-1.html

2024年2月1日

◆バイオマス発電所における安全確保の徹底及び事故発生時の報告のお願いについて

○概要

近年、バイオマス発電所(専焼・混焼)においては、バイオマス燃料に起因する貯蔵・運搬設備等における火災等が複数発生していることを踏まえ、今後の制度のあり方等の検討を進めています。加えて、今年に入っても、同様の事故が発生しています。

これらの事故の発生により、バイオマス発電所の安全性に関する懸念や関心が高まっていることから、類似の事故の発生を未然に防止するため、バイオマス発電設備の設置者に対して、バイオマス燃料に起因する可能性のある火災等が発生した際、電気関係報告規則の報告対象となる事故に該当しない場合であっても、バイオマス発電所の設置の場所を管轄する産業保安監督部へ、前広に事故の報告を行うなど、対応を徹底することを求めます。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/02/20240201_2.html

2024年1月30日

◆高圧ガス保安法の適用除外となる電気事業法の電気工作物の変更について

○概要

2023年12月21付けで、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について」が改正され、高圧ガス保安法の適用対象外となる電気事業法の電気工作物に変更されました。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/01/20240130.html

2023年12月21日

◆認定高度保安実施設置者制度の開始及び安全管理審査制度の見直しについて

○概要

令和5年12月21日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が施行しました。これにより、認定高度保安実施設置者制度が開始するとともに、安全管理審査制度における火力発電設備の定期安全管理審査の区分が見直されます。なお、上記に伴い関係法令の制定及び改正を行いましたので、併せてお知らせします。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231221-01.html

2023年12月18日

◆「公害防止関係資料の都道府県等への通知について」の新規制定について

○概要

「公害防止関係資料の都道府県等への通知について」を新規制定するとともに、「公害防関係資料の都道府県等への通知について」の廃止を行いましたのでお知らせいたします。なお、本規程は令和5年12月21日から効力を有します。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231218.html

2023 年 11 月 10 日

◆電気工事業者が掲示すべき標識内容のホームページ等での掲載について(協力依頼)

○概要

消費者等が適法に登録等を受けた電気工事業者であるかを容易に識別でき、安心して電気工事を依頼することができるよう、電気工事業者の皆様には、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づき、標識の掲示が義務づけられている営業所及び電気工事の施工場所に加え、自社を紹介するホームページ等においても標識と同様の内容を掲載いただきますようご協力をお願いいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html

2023 年 9 月 29 日

◆電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令について

○概要

本改正はダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直すとともに、経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入するものです。なお、施行日は令和 5 年 9 月 29 日となります。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/09/20230929-1.html

2023 年 9 月 1 日

◆「主任技術者制度の解釈及び運用」及び「電気主任技術者免状交付に係る運用について」の改正について

○概要

「主任技術者制度の解釈及び運用」及び「電気主任技術者免状交付に係る運用について」の一部改正を行いました。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/09/20230901.html

経済産業省

主任技術者制度の解釈及び運用を次のように制定する。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

主任技術者制度の解釈及び運用

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

以下の内容は、リンク先のホームページからご確認ください。

- 経済産業省ホームページ
- ・主任技術者制度の解釈及び運用（令和6年3月改正）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/syuningijutsusya_naiki.pdf



○平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）

（平成十五年七月一日）

（経済産業省告示第二百四十九号）

改正	平成一七年十一月一日	経済産業省告示第二八三号
	同 一八年一二月二六日	同 第三六二号
	同 二〇年一〇月一日	同 第二一二号
	同 二三年 三月一四日	同 第三九号
	同 二四年 四月一七日	同 第一〇一号
	同 二五年 六月二八日	同 第一六四号
	(同 二六年 三月三一日)	(同 第六四号)
	同 二六年 三月三一日	同 第六四号
	同 二六年 五月三〇日	同 第一二五号
	同 二七年 五月一五日	同 第一〇九号
	同 二八年 三月二二日	同 第五八号
	同 三〇年 四月一一日	同 第七九号
令和	三年 三月 一日	同 第二四号
	同 三年 四月 一日	同 第六〇号
	同 四年十一月三〇日	同 第一九三号
	同 四年十二月十四日	同 第二百二号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示を次のように定め、平成十六年一月一日から施行する。

なお、昭和六十三年通商産業省告示第百九十一号（電気事業法施行規則第五十二条第二項の委託契約の相手方の要件等）は、平成十五年十二月三十一日限り、廃止する。

（要件）

第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一

に相当する期間)が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年
- 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年
- 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年
- 四 第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、当該いずれかの免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を修了した者 三年
- 五 第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 一年

2 前項第一号から第三号までに掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

- 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの
- 二 受電設備がキュービクル式であるもの
- 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせ用いる形式(PF・S形)のもの

(平二六経産告一二五・平二八経産告五八・令三経産告二四・一部改正)

(機械器具)

第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、蓄電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあっては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 一 絶縁抵抗計
- 二 電流計
- 三 電圧計
- 四 低圧検電器
- 五 高圧検電器
- 六 接地抵抗計
- 七 騒音計

八 振動計

九 回転計

十 継電器試験装置

十一 絶縁耐力試験装置

2 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうちダム水路管理技術者及びダム水路保安法人に関するものは次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第五号から第七号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

一 巻尺

二 すきまゲージ

三 ハンマー

四 漏水計量器

五 膜厚計

六 超音波厚さ計

七 振動計

(平二八経産告五八・一部改正)

(算定方法等)

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

事業場		換算係数
発電所	出力百キロワット未満	〇・三
	出力百キロワット以上三百キロワット未満	〇・四
	出力三百キロワット以上六百キロワット未満	〇・六
	出力六百キロワット以上千キロワット未満	〇・八
	出力千キロワット以上千五百キロワット未満	一・〇

	出力千五百キロワット以上二千キロワット未満		一・二
	出力二千キロワット以上二千五百キロワット未満		一・四
	出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満		一・六
	出力三千五百キロワット以上五千キロワット未満		一・八
蓄電所	出力百キロワット未満		〇・三
	出力百キロワット以上三百キロワット未満		〇・四
	出力三百キロワット以上六百キロワット未満		〇・六
	出力六百キロワット以上千キロワット未満		〇・八
	出力千キロワット以上千五百キロワット未満		一・〇
	出力千五百キロワット以上二千キロワット未満		一・二
	出力二千キロワット以上二千五百キロワット未満		一・四
	出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満		一・六
需要設備	低圧		〇・三
	高圧	設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	〇・四（小規模高圧需要設備にあつては〇・二）
		設備容量が六十四キロボルトアンペア以上百五十キロボルトアンペア未満	〇・六
		設備容量が百五十キロボルトアンペア以上三百五十キロボルトアンペア未満	〇・八
		設備容量が三百五十キロボルトアンペア以上五百五十キロボルトアンペア未満	一・〇
		設備容量が五百五十キロボルトアンペア以上七百五十キロボルトアンペア未満	一・二
		設備容量が七百五十キロボルトアンペア以上千キロボルトアンペア未満	一・四
		設備容量が千キロボルトアンペア以上千三百キロボルトアンペア未満	一・六
		設備容量が千三百キロボルトアンペア以上千六百五十キロボルトアンペア未満	一・八
		設備容量が千六百五十キロボルトアンペア以上二千キロボルトアンペア未満	二・〇

	設備容量が二千キロボルトアンペア以上二千七百キロボルトアンペア未満	二・二
	設備容量が二千七百キロボルトアンペア以上四千キロボルトアンペア未満	二・四
	設備容量が四千キロボルトアンペア以上六千キロボルトアンペア未満	二・六
	設備容量が六千キロボルトアンペア以上八千八百キロボルトアンペア未満	二・八
	設備容量が八千八百キロボルトアンペア以上	三・〇
配電線路を管理する事業場		〇・一

2 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一 次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・四五
二 次条第二号の二ただし書の発電所、太陽電池発電所及び蓄電所（第三号から第八号までに掲げるものを除く。）	〇・二五
三 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	〇・三二
四 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の二ロ又は同条第四号の三ロの設備を有するもの	〇・三一
五 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の二ハの設備を有するもの	〇・三三
六 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の三ハの設備を有するもの	〇・三二
七 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の二ニの設備を有するもの	〇・三六
八 太陽電池発電所又は蓄電所であって、次条第四号の三ニの設備を有するもの	〇・三三
九 次条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・六

3 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は三十三とする。

(平一八経産告三六二・平二五経産告一六四(平二六経産告六四)・令三経産告六〇・
一部改正)

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 発電所（小規模発電設備並びに発電設備に接続されているものであって液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する供給設備及び供給設備と末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあっては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上

二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあっては毎月一回以上

二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものにあっては三月に一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあっては、六月に一回以上

イ 当該火力発電所を構成する火力設備の全てが平成二十七年経済産業省告示第九十九号第四条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの

三 燃料電池発電所にあっては毎月一回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上

四 太陽電池発電所又は蓄電所にあっては六月に一回以上

四の二 太陽電池発電所又は蓄電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあっては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であって、第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの 四月に一回以上

ロ 受変電設備であって、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であって、第七号イからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 二月に一回以上

四の三 太陽電池発電所又は蓄電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所

又は蓄電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるときに限る。)の当該設備にあつては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 受変電設備であつて、第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの 五月に一回以上

ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であつて、第七号イからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 三月に一回以上

五 風力発電所にあつては毎月一回以上

六 小規模高压需要設備にあつては三月に一回以上。ただし、規則第九十六条第二項第一号ロに規定する登録点検業務受託法人が点検業務を受託している小規模高压需要設備にあつては六月に一回以上

七 次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ 柱上に設置した高压変圧器がないもの

ロ 高压負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

ハ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

ニ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて、次のイ又はロに掲げるものにあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備 隔月一回以上

ロ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備であつて、当該需要設備の設置場所と異なる場所から適確に点検を実施できるよう措置（第三者認証を取得した機械器具等を使用する措置をいう。）した需要設備 毎月一回以上

九 第七号に適合する需要設備であつて、次のイ及びロの設備条件に適合するものにあつては三月に一回以上

イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）

ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの

十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあつては毎月一回以上

十一 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあつては第六号から前号までの規定にかかわらず毎週一回以上

十二 配電線路を管理する事業場にあつては六月に一回以上

十三 水力発電所の水力設備については毎月一回以上

（平一七経産告二八三・平一八経産告三六二・平二〇経産告二一二・平二三経産告三九・平二四経産告一〇一・平二五経産告一六四（平二六経産告六四）・平二七経産告一〇九・平二八経産告五八・平三〇経産告七九・令三経産告二四・令三経産告六〇・令四経産告二〇二・一部改正）

改正文 （平成二〇年一〇月一日経済産業省告示第二一二号） 抄

平成二十年十一月一日から施行する。

改正文 （平成二三年三月一四日経済産業省告示第三九号） 抄

平成二十三年三月十四日から施行する。

改正文 （平成二四年四月一七日経済産業省告示第一〇一号） 抄

平成二十四年四月十七日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二八日経済産業省告示第一六四号）

この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平二六経産告六四・旧第一条・一部改正）

附 則 （平成二六年三月三一日経済産業省告示第六四号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年五月三〇日経済産業省告示第一二五号）

この告示は、公布の日から施行する。

改正文 （平成二七年五月一五日経済産業省告示第一〇九号） 抄

公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月二二日経済産業省告示第五八号）

この告示は公布の日から施行する。

改正文 （平成三〇年四月一一日経済産業省告示第七九号） 抄

公布の日から施行する。

改正文 （令和三年二月二六日経済産業省告示第二四号） 抄

令和三年三月一日から施行する。

改正文 （令和三年三月三十一日経済産業省告示第六〇号） 抄
令和三年四月一日から施行する。

改正文 （令和四年十一月三〇日経済産業省告示第一九三号） 抄
令和四年一二月一日から施行する。

附 則 （令和四年十二月十四日経済産業省告示第二百二号）
この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第
一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

小規模事業用電気工作物の新制度について

中部近畿産業保安監督部近畿支部
電力安全課 新エネルギー係

電気事業法改正に伴い、令和 5 年 3 月 20 日以降、以下の規制が新たに追加されましたので、御案内いたします。

●基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要な設備は、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW 以上 50kW 未満、風力:20kW 未満)になります。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合には、届出をする必要はありません。

- 高圧需要設備(主任技術者の選任及び保安規程の届出が必要なものに限る)に接続されているもの
- 構外にわたる電線路等があり、主任技術者の選任や保安規程の届出が必要なもの
- 電圧 30V 未満の電氣的設備であって、電圧 30V 以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの
- 令和 5 年 3 月 20 日以前に既に設置され、使用開始がされている設備については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の第 9 条第 4 項の認定(以下「FIT 認定」という)を受けているもの

なお、既設の FIT 認定を受けていない小規模事業用電気工作物は、施行日(令和 5 年 3 月 20 日)から6ヶ月以内(9 月 19 日まで)に届出が必要です。

また、以下の場合には FIT 認定の有無にかかわらず届出が必要です。

- 基礎情報の項目に変更があった場合
- 小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

●使用前自己確認制度

使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物(太陽電池:50kW 以上 2,000kW 未満、風力:20kW 以上 500kW 未満)及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW 以上 50kW 未満、風力 20kW 未満)は、FIT 認定の有

無にかかわらず使用前自己確認が義務となります。既設設備についても、一定の変更工事を行った場合は、使用前自己確認の結果の届出が必要になります。

使用前自己確認結果届出書には、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付するとともに、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出してください。

令和 6 年 4 月 1 日から別紙の確認項目に「関係法令の規定の遵守の確認」が追加されていますのでご注意ください。

提出時期は、太陽電池発電所及び発電設備を使用開始しようとする前に使用前自己確認を実施し、その結果を主務大臣（電気工作物を管轄する産業保安監督部長）に届出する必要があります。届出前に使用開始することがないようにご注意ください。

●お問合せ先

新制度についてご不明な点等がございましたら、特設サイトのコールセンター（TEL：0570-045-660、平日 9:00～17:00）へまずはお問合せください。

コールセンターより産業保安監督部へ問合せよう指示があった場合、新エネルギー係（TEL：06-6966-6056）までお問合せください。なお、近畿以外の地域に設置する太陽電池発電設備の場合は、各地域を管轄している産業保安監督部にお問合せください。

新制度の特設サイト：

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



近畿支部ウェブサイト：

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/powerstation/solar/index.html>



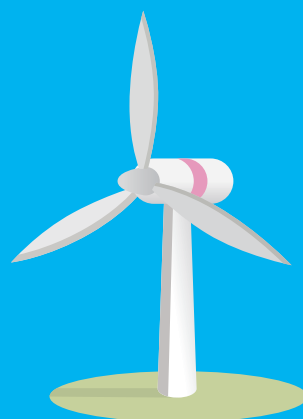
小規模事業用電気工作物の新制度

Q&A



太陽電池発電

10kW以上50kW未満



風力発電

20kW未満

2023年3月20日より
2つの保安規制が義務化されました

基礎情報届出制度

使用前自己確認制度

詳しくは

小出力発電 規制

検索

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

技術基準適合維持

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)も、技術基準適合維持義務の対象となります。



太陽電池発電設備の保安規制の対応



風力発電設備の保安規制の対応

事業用電気工作物	出力等条件		保安規制			
			事前規制		事後規制	
			安全な設備の設置を担保する措置		不適切事案等への対応措置	
小規模事業用 電気工作物 【新設】	2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 基礎情報 届出【新設】 【範囲拡大】	使用計画 工事計画 使用計画 自己確認 【範囲拡大】	事故報告 報告徴収 【範囲拡大】	立入検査
	2,000kW未満 500kW以上					
	500kW未満 50kW以上					
	50kW未満 10kW以上					
	10kW未満					
		技術基準の適合		事故報告は、 10kW未満については除く 居住の用に 供されている ものも含める		

出力等条件		保安規制									
		事前規制		事後規制							
		安全な設備の設置を担保する措置		不適切事案等への対応措置							
小規模事業用 電気工作物 【新設】	500kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 基礎情報 届出【新設】 【範囲拡大】	使用計画 工事計画 使用計画 自己確認 【範囲拡大】	事故報告 報告徴収 【範囲拡大】	立入検査					
	500kW未満 20kW以上										
	20kW未満										
							技術基準の適合		事故報告は、 10kW未満については除く 居住の用に 供されている ものも含める		

経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

基礎情報届出制度

■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。

■既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても2023年3月20日の施行から6カ月以内(9月19日まで)に届出が必要です。

■以下の既設の設備はFIT認定の有無にかかわらず届出を求められます。

- ①基礎情報の項目に変更があった場合
- ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

届出事項	設置者	設備	保安体制
	●氏名又は名称及び代表者の氏名 ●住所 ●連絡先(電話番号、メールアドレスその他連絡先)	●小規模事業用電気工作物の名称 ●小規模事業用電気工作物の設置の場所 ●小規模事業用電気工作物の種類 ●小規模事業用電気工作物の出力	●保安監督業務担当者の氏名又は名称 ●保安監督業務担当者の住所 ●保安監督業務担当者の電話番号 ●保安監督業務担当者のメールアドレス ●点検の頻度

使用前自己確認制度

■使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物(太陽電池:50kW以上2,000kW未満、風力:20kW以上500kW未満)及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、使用前自己確認が義務となります。

■既設設備についても以下の一定の変更の工事を行った場合には、使用前自己確認の結果の届出が求められます。

変更の工事の種類	太陽電池発電設備の条件 出力:10kW以上2,000kW未満	変更の工事の種類	風力発電設備の条件 出力500kW未満
発電設備の設置	5%以上の出力の変更	発電設備の設置	5%以上の出力の変更
太陽電池の設置(増設)	全て	風力機関の設置(増設)	全て
支持物の構造を含む 太陽電池の取替え	全て	風力機関の取替え	全て
支持物の構造を含まない 太陽電池の取替え	5%以上の出力の変更	風力機関の改造 (右記のいずれか)	回転速度の変更
太陽電池の改造 (右記のいずれか)	20%以上の電圧の変更		5%以上の出力の変更
	支持物の強度の変更		風車・支持物の強度の変更
太陽電池の修理	支持物の強度に影響	風力機関の修理	調速装置・非常調速装置の種類の変更
			風車・支持物の強度に影響
			調速装置・非常調速装置の取替え



制度についてのQ&A

新制度について

Q1 なぜ新制度が必要になったのですか？
今回使用前自己確認の対象になる範囲を、最初から対象にしていなかった理由は何ですか？

A1 FIT制度の開始以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加しています。特に導入件数が急増している太陽電池発電設備・風力発電設備のうち、小出力発電設備（出力が10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備）については、太陽電池パネルの構外への飛散や、風力発電設備のブレード破損・タワー倒壊といった事故が発生するなど、再エネ発電設備の安全確保に対する社会的要請が高まっていることを背景としております。

Q2 基礎情報と使用前自己確認の届出はいつ出さなければなりませんか？

A2 新制度の施行後に設備を使用開始する場合は、設備の使用開始前までに届出していただきます。ここでいう「使用開始前」とは、送配電事業者や既存設備との連系前（連系を行わなければ、試験できない項目もあります）ではなく、正式な「使用を開始」（発電電力の使用を開始する）する前です。
基礎情報届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、FIT認定を受けている設備の届出は不要ですが、FIT認定を受けていない設備は施行後6月以内に届出をしていただく必要があります。また、基礎情報に変更があった場合は速やかに変更の届出を行う必要があります。
使用前自己確認の届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、届出は不要ですが、施行日以降に変更の工事を行った場合は、条件によって変更を行った設備の届出が必要となります。

Q3 基礎情報や使用前自己確認結果はどこに届け出るのですか？
オンライン申請には何が必要ですか？

A3 届出を行う方法は、2通りあります。
①「保安ネット」にログインしてオンライン申請。オンライン申請では、gBizIDのアカウントを取得する必要があります。
gBizID(GビズID)とは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。（推奨）
②様式を紙印字して、電気工作物を管轄する産業保安監督部に郵送または持参により届出。

Q4 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果は
設置者以外の者が代理で届け出ることはできますか？

A4 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果の届出は設置者が行いますので、「保安ネット」にログインしてのオンライン申請の場合は設置者のgBizIDアカウントから届出をお願いいたします。なお、行政書士法に基づく行政書士の代行は可能です。

Q5 基礎情報届出や使用前自己確認の届出様式、
新しい使用前自己確認の項目はどこで確認できますか？

A5 特設ページ(<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)で確認できます。

対象設備について



Q6 電気主任技術者の選任・保安規程の届出を既に行っている小規模な発電設備は、基礎情報の届出を行う必要がありますか？

A6 電気主任技術者の選任届出及び保安規程届出の義務が発生する設備に該当する場合（例えば、高圧連系しているビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は小規模事業用電気工作物ではない事業用電気工作物に分類されるため、基礎情報届出は必要ありません。

Q7 太陽電池発電設備の出力はDC側かAC側かどちらになりますか？

A7 DC側とAC側の両方があります。
DC側になる場合は、直流のパネルとPCSの間に蓄電池等があってパネルの電力を全て使える状況にある場合はDC側になります。
PCSより上流側に何も無い場合はPCSで絞ることになり、能力としてはPCSで絞った能力分しか出ないのでAC側の出力になります。
詳細は、「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」の「太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて」(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/310221.pdf)をご確認下さい。

使用前自己確認について



Q8 新しく追加された使用前自己確認の項目には、どのような項目がありますか？

A8 新しく追加された確認項目は、主に支持物や構造物に関するものです。
太陽電池発電設備の場合は、「設計荷重の確認」「支持物構造の確認」「部材強度の確認」「使用材料の確認」「接合部構造の確認」「基礎及びアンカー強度の確認」「土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認」等が追加されています。
風力発電設備の場合は、「侵入防止措置の確認」「風車の安全停止の確認」「風車の雷保護装置の確認」「圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認」「風車を支持する工作物のタワーの確認」「風車を支持する工作物の基礎の確認」等が追加されています。

Q9 使用前自己確認を行うための資格は必要ですか？講習会を受講し、修了証を取得しなければ、使用前自己確認の業務はできないのですか？

A9 使用前自己確認とその結果の届出書の作成に免許や資格は法令上、必須とはしておりません。しかし、感電等災害防止の観点から電気工事士等、電気の知識を有する者が確認を実施することが推奨されます。
また、同様に講習会を受講し、修了証を取得することは必須ではありません。ただし、講習会では新しく追加される構造的リスクに関する使用前自己確認のポイントを詳細に解説しますので、使用前自己確認の結果の届出書を作成される方は、講習会の受講が推奨されます。なお、講習会修了者については、特設ページ(<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)で氏名・所属を公表しているため、適宜ご参考とされたく存じます。



Q10 太陽電池発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？

A10 まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出いただきます。なお、④については、指定地域に立地される場合に提出いただくものです。（括弧内参照）

- ①発電所の概要を明示した地形図
- ②主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
- ③発電方式に関する説明書
- ④支持物の構造図及び強度計算書（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）

Q11 風力発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？

A11 まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類になります。以下は例です。

- ①騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書
- ②振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書
- ③発電所の概要を明示した地形図
- ④主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
- ⑤単線結線図ほか、省令において指定され当該発電設備に該当するもの
- ⑥発電方式に関する説明書
- ⑦風車の構造図及び強度計算書
- ⑧支持物の構造図及び強度計算書
- ⑨雷撃からの風車の保護に関する説明書
- ⑩風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用电源の停電時の措置を含めて記載。）
- ⑪電気設備のうち当該発電設備に該当するもの
- ⑫制御方法に関する説明書



制度についての参考リンク

新制度の特設サイト

小出力発電設備等保安力向上総合支援事業
(小出力発電設備の保安人材育成等事業)特設サイト
本制度に関する講習会に使用したテキストをダウンロードできます。



<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

技術基準・保安規程について

電気事業法 告示・内規等
(経済産業省)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/denjikokuji.html

使用前自己確認の方法について

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈
(経済産業省 PDF形式/502KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/shiyoumaekensakaisyaku.pdf

電気設備の技術基準について

電気設備の技術基準の解釈
(経済産業省 PDF形式/2,028KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/dengikaishaku.pdf

風力発電設備の技術基準について

発電用風力設備の技術基準の解釈
(経済産業省 PDF形式/544KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/fugikaishaku.pdf

太陽電池発電設備の技術基準について

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈
(経済産業省 PDF形式/6,002KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210401-05.pdf

お問い合わせ

0570-045-660

9:00~17:00(平日のみ)

お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。

電話番号の掛け間違いにご注意ください。

自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインの制定について

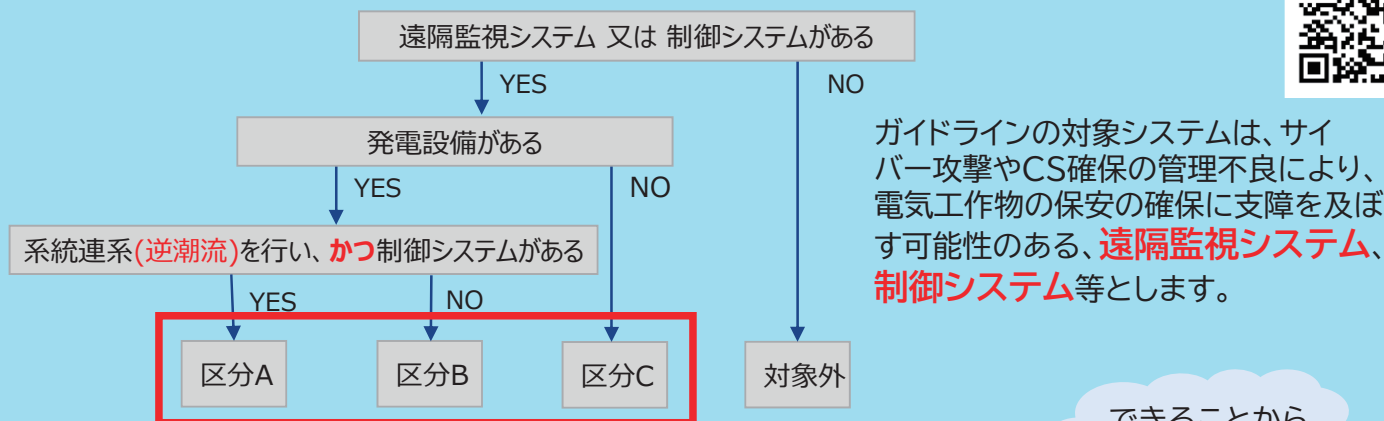
電気保安分野におけるスマート化の推進や再エネの導入拡大に合わせて、**自家用電気工作物(発電事業の一部を除く)**に対し、**令和4年10月1日より、サイバーセキュリティ(CS)の確保と保安規程への記載を求める**こととしました。

それに伴い、技術基準省令・解釈の改正及び「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン(内規)(通称:自家用GL)」及び「電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方(内規)(通称:保安規程内規)」を制定しました。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220610.html

※このリーフレットは設置者への周知用にご使用下さい。保安業務に従事される方は、ガイドラインやQ&A、説明資料をご覧ください。

<自家用サイバーセキュリティ規制の該当性確認のフロー>



区分A～Cに応じて、CS対策の義務(勧告的事項)と推奨(推奨的事項)に分けられており、**対策事項(レベル)**を基本推奨的事項とし、最低限の基準として**区分Aのみ一部勧告的事項**がごさいます。

ただし、同じ区分であっても、出力や電圧、設置環境等が異なるので、**社会的影響度を加味した対策**が必要です。

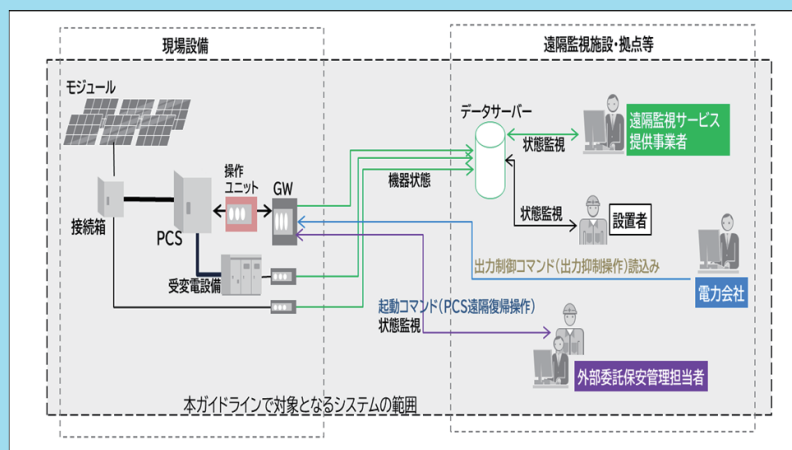
そのため、まずは**攻撃を受ける可能性のある設備や想定される被害を洗い出し、それに対する対策の必要性を検討**していただく必要があります。

それを踏まえて、過度な負担にならない範囲で可能なCS対策から取り組んでください。



裏面もご覧ください。

本ガイドラインの適用範囲は、設置者が施設する自家用電気工作物の遠隔監視システム及び制御システム並びにこれらのシステムに付随するネットワークを対象とし、**これらに携わる者**に適用します。



<これらに携わる者の具体例>

- ・ 設置者
- ・ 保安管理業務の外部委託の受託者
- ・ 系統接続先の電力会社
- ・ 遠隔監視サービス提供事業者など



セキュリティ管理責任組織を構築

サイバーセキュリティ対策のため、まず何を行うべきか

- ・ サイバー攻撃による被害を回避し、軽減するため、具体的には、次のようなサイバーセキュリティ対策が考えられます。
 - ✓ **機器における対策:**
ウィルス対策ソフトの導入及び定期的なウィルスチェック、OS等の最新化、USBポート等の使用制限・物理的施錠など
 - ✓ **通信における対策:**
ネットワークの閉域網化、ネットワークの監視(FW、IPS/IDS、WAF等)、通信の暗号化、他ネットワークとの接続点の最小化、接続点の防御措置など
 - ✓ **運用面での対策:**
アカウントの制限、アクセス端末の制限、セキュリティマニュアルの整備など
 - ✓ **物理的な対策:**
セキュリティ区画の設定、アクセス管理の実施など
- ・ サイバー攻撃による被害が生じた際、迅速に対応できるようにするため、次のようなサイバーセキュリティ対策も有効です。
 - ✓ **セキュリティ管理責任組織の設置、手順や報告先等の事前確認、組織内の体制・役割・責任・目的・対象システムの明確化、原因特定のためのアクセスログの記録、サイバー保険への加入、セキュリティ教育及び訓練、想定される被害の洗い出し及びその対策の要否**など
- ・ サイバーセキュリティ対策について不明な点があれば、システム構築事業者(SI)や、サイバーセキュリティ専門事業者へ相談することを推奨します。また、「IT導入補助金」の制度を活用してサイバーセキュリティお助け隊サービス制度等も積極的にご活用ください。
https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/sme-guide.html>

電気事業法についての問い合わせ窓口 エリア／組織名／電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474



環境関連施設に係る手続について

<URL>
<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/envpcb/environment/index.html>

中部近畿産業保安監督部近畿支部
 電力安全課 火力係・環境保全係

電気事業法に基づく環境関連施設に係る手続について御案内します。
 ※下記の詳細については当支部ウェブサイトにも掲載していますので、上記二次元バーコードよりご確認ください。

○一般に、大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法に規定するばい煙発生施設や特定施設などの環境関連施設を設置する者は、各種環境法令に基づく手続が必要です(届出先:各自治体)。ただし、環境関連施設が「電気工作物」である場合には、各種環境法令に代わり、電気事業法に基づく手続が必要となります(届出先:産業保安監督部)。

1. 届出対象施設

ばい煙発生施設(発電機の場合は、常用・非常用は問いません。)	
対象となる施設	対象となる燃料燃焼能力
ディーゼル機関、ガスタービン、ボイラー、燃料電池(改質器)	50リットル以上(重油換算 1 時間当たり)
ガス機関、ガソリン機関	35リットル以上(重油換算 1 時間当たり)
騒音特定施設	
対象となる施設	対象となる原動機出力
空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉碎機、摩砕機	7.5キロワット以上
振動特定施設	
対象となる施設	対象となる原動機出力
圧縮機、破砕機、粉碎機、摩砕機	7.5キロワット以上

○ばい煙発生施設の燃料燃焼能力の換算方法は以下のとおりです。

	ガス・ガソリン機関	その他
液体燃料	燃焼能力 (l/h)	燃焼能力 (l/h)
気体燃料	総発熱量 (kcal/m ³ N) ÷ 9,600(kcal/l) × 気体の燃焼能力 (m ³ N/h)	燃焼能力 (m ³ N/h) ÷ 1.6

○騒音特定施設及び振動特定施設は、府県等が定める指定地域内に設置する場合に限ります。

○前述以外の環境関連施設としては、主に次の電気工作物があります。

- ・大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設
- ・大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設
- ・大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設
- ・鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、定置式のものに限る。）

○詳細は電気事業法施行規則別表第4、電気関係報告規則第4条及び各種環境法令を御覧ください。

2. 届出内容

設置・開始	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
設置する場合 (増設や更新工事も含む) ・電気事業法施行規則別表第2に該当【届出先:火力係】 ・電気事業法施行規則別表第4に該当【届出先:環境保全係】	工事計画届出書 × 1 部 (届出時期:着工の30日前まで) <添付書類> ・公害防止関係資料(ばい煙に関する説明書等) × 2部^{※1} ・発電設備整理台帳 × 1 部
譲り受け又は借り受けて使用する場合 【届出先:自家用係】	自家用電気工作物使用開始届出書 (届出時期:事後遅滞なく)
変更	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
ばい煙発生施設を改造する場合で、以下を変更する場合 【届出先:環境保全係】 燃料の燃焼能力、燃料の種類、煙突の種類、煙突出口におけるガスの速度／温度／ばい煙濃度、煙突口径、煙突高さ、排出ガス量	工事計画届出書 (届出時期:着工の30日前まで) <添付書類> ・公害防止関係資料(ばい煙に関する説明書等) × 2部^{※1} ・発電設備整理台帳 × 1 部
ばい煙発生施設の使用方法を変更する場合で、以下を変更する場合 【届出先:環境保全係】 ばい煙量、ばい煙濃度、煙突の有効高さ	使用方法変更届出書 (届出時期:事前にあらかじめ) <添付書類> ・公害防止関係資料(ばい煙に関する説明書等) × 2部^{※1}
設置者氏名、法人名称、住所、法人代表者氏名、事業場名称、事業場所在地を変更する場合 【届出先:環境保全係】	氏名等変更届出書 (届出時期:事後遅滞なく)

廃止	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
需要設備全体を廃止する場合(別の設置者に譲渡する場合も含む) 【届出先: 自家用係】	自家用電気工作物廃止報告書 (届出時期: 事後遅滞なく)
発電所全体を廃止する場合(別の設置者に譲渡する場合も含む) 【届出先: 火力係】	自家用電気工作物(発電所)廃止報告書 (届出時期: 事後遅滞なく)
発電所の一部を廃止する場合 【届出先: 火力係】	発電所出力変更報告書 (届出時期: 事後遅滞なく)
ばい煙発生施設、特定施設を廃止する場合(上記以外) 【届出先: 環境保全係】	ばい煙発生施設、特定施設廃止届出書 (届出時期: 事後遅滞なく)

※¹ 2部のうち、1部は届出書ご提出後、当支部より各自治体に通知します。

なお、届出書類の様式は当支部ウェブサイト(下記二次元バーコード)を御覧ください。



<URL>
<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/jikayou/procedures/index.html>

※工事計画届出書及び使用方法変更届出書については、提出前に環境保全係までご連絡ください。

○設置者名や事業場名等を変更した場合は、上記届出に加え、保安規程変更届出も必要となります。【届出先: 自家用係】

○新たな事業場を設置する場合や使用開始する場合は、上記届出に加え、主任技術者選任届出や保安規程届出も必要となります。【届出先: 自家用係】

○騒音／振動特定施設の変更等、上記以外の手続もありますので、詳細は電気事業法施行規則別表第4、電気関係報告規則第4条及び各種環境関係法令を御覧ください。

PCB含有電気工作物に係る手続について



<URL>
<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/envpcb/pcb/index.html>

中部近畿産業保安監督部近畿支部
 電力安全課 環境保全係

電気事業法に基づくPCB含有電気工作物に係る手続について御案内します。
 ※下記の詳細については当支部ウェブサイトにも掲載していますので、上記二次元バーコードよりご確認ください。

○低濃度 PCB 廃棄物は定められた期限(令和 9 年 3 月 31 日)までに処理する必要があります(現在、使用中の低濃度 PCB 含有電気工作物についても、同期限までに処理する必要があります)。詳細は下記二次元バーコードからご確認ください。
 (届出先:各自治体)



<URL>
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/pcb/tebikikisohen.pdf

○ただし、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に記載のある下記12種類の現在使用中の電気工作物で、使用されている絶縁油に含まれるPCBの重量の割合が 0.00005%を超えるものがある場合には、電気事業法に基づく手続が必要となります。(届出先:産業保安監督部)

1. 届出対象

低濃度PCB含有電気工作物	
対象となる電気工作物	絶縁油に含まれるPCBの重量の割合
告示で定められた 12 種類の電気工作物(変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル)で現在使用中のもの	使用されている絶縁油に含まれるPCBの重量の割合が 0.00005%を超えるもの (換算値:重量比 0.00005% = 0.5mg/kg = 0.5ppm)

※古い電気工作物の所有者は停電点検等の際に施設内の電気工作物を総点検し、該当の電気工作物がないか確認してください。まず電気工作物の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、絶縁油の採取可能な電気工作物は絶縁油を採取して専門業者に依頼するなど、PCB 濃度を測定してください。

2. 届出内容

設置	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
PCB 含有電気工作物であることが判明した場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第一号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書×1部 (届出時期:判明した後、遅滞なく)
届出事項の変更	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
法人名、住所、事業場名等届出事項に変更があった場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第二号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書×1部 (届出時期:変更した後、遅滞なく)
廃止	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
PCB 含有電気工作物を廃止した場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第三号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書×1部 (届出時期:廃止した後、遅滞なく) <添付書類> PCB洗浄の場合には、課電自然循環洗浄実施報告書及びその添付書類の写し
絶縁油の漏洩事故	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
絶縁油の漏洩事故を起こした場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第四号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書×1部 (届出時期:事故の発生後、可能な限り速やかに)

課電洗浄 (対象機器は、銘板絶縁油量(総量)が 2,000L 以上の使用中の大型変圧器)	
届出が必要な場合	必要な届出書類(届出時期)
① PCB洗浄を実施後、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部がない場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第三号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニール含有電気工作物廃止届出書×1部 (届出時期:PCB洗浄実施後、遅滞なく) <添付書類> 課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写し
② 一部の洗浄可能部位のPCB洗浄を実施後、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部がある場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第二号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニール含有電気工作物変更届出書×1部 (届出時期:PCB洗浄実施後、遅滞なく) <添付書類> 課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写し
③ 一部の洗浄可能部位のPCB洗浄を実施後、未測定の一部の濃度測定を行った場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第二号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニール含有電気工作物変更届出書×1部 (届出時期:濃度測定実施後、遅滞なく) <添付書類> 分析結果報告書の写し
④ 上記②の変更届出後、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部を残して廃止した場合 電気関係報告規則第四条の二第1項表第三号に該当【届出先:環境保全係】	ポリ塩化ビフェニール含有電気工作物廃止届出書×1部 (届出時期:変更届出後、未洗浄、濃度超過又は未洗浄部位を残して廃止した後、遅滞なく) <添付書類> 一部の部位の課電洗浄の完了ごとに提出したポリ塩化ビフェニール含有電気工作物変更届出書の写し

※届出書類の様式は当支部ウェブサイト(下記二次元バーコード)を御覧ください。



<URL>
<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/jikayou/procedures/index.html>

電気保安功労者表彰制度について

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

電気保安功労者表彰制度は、毎年、電気保安の確保に功績のあったものを表彰することにより、電気保安関係者の保安意識向上を図ろうとするもので、本年度で60回目になります。制度の概要を以下に紹介します。

1. 対象

表彰の対象は、工場等、電気工事業者の営業所、個人（主任技術者、電気工事士、電気保安関係永年勤続者、その他）及び団体（電気保安に係る研究・教育団体、その他）です。これらに対して、経済産業大臣表彰、中部近畿産業保安監督部近畿支部長表彰、関西電気安全委員会委員長表彰を行っています。

2. 要件

(1)中部近畿産業保安監督部近畿支部長表彰及び関西電気安全委員会委員長表彰

支部長表彰と委員長表彰の基本的な要件は以下のとおりです。（〔 〕書きは、委員長表彰の要件です。）

中部近畿産業保安監督部近畿支部長表彰は、関西電気安全委員会委員長表彰を受けた者のうち、優良な者を選定して表彰することとし、委員長表彰受賞後3年以上の実績のあることが原則となっています。

①工場等の部

電気事業者若しくは自家用電気工作物を設置する者の工場、営業所、その他の電気保安業務を直接統括する事業所のそれぞれについて、最近5年間〔4年間〕に電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故（設置者の責任によらないものは除く）が発生していないもの。

②電気工事業者の営業所の部

電気工事業者の本店、支店、営業所その他の電気工事の施工を管理する店舗のそれぞれについて、最近5年間〔4年間〕に施工した電気工事による危険及び障害が発生していないもの。

③個人（電気主任技術者）

主任技術者として、現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、主任技術者としての従事期間が通算5年〔4年〕以上の者。

④個人（電気工事士）

電気工事士として現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、電気工事士としての従事期間が通算10年〔8年〕以上の者。

⑤個人（電気保安関係永年勤続者）

電気保安関係の職務に現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、電気保安関係の職務に従事した期間が通算25年以上〔20年〕以下の者。

⑥個人（その他の功労者）

災害その他の非常の場合において、電気保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められる者、その他電気保安の確保に功労があった者。

⑦団体の部（電気保安に係る研究・教育団体）

電気保安の確保のための研究又は教育を通じ、保安技術の向上又は安全思想の普及に顕著な功績が認められる団体。

⑧団体の部（その他の功労団体）

災害その他の非常の場合において、電気保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められる団体、その他電気保安の確保に功労があった団体。

(2)経済産業大臣表彰

支部長表彰を受けたもののうちから特に優良な者及び災害復旧対応等において特に顕著な功労があったものを選定して表彰します。

3. 候補者の推薦

当支部管内の表彰候補者は、原則として推薦団体からの推薦によります。推薦は、委員長表彰については関西電気安全委員会、支部長表彰及び大臣表彰は中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課にお問い合わせ下さい。

<推薦団体一覧>

大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、（一社）日本電気協会関西支部、兵庫県電気協会、滋賀県電気協会、奈良県電気協会、和歌山県電気協会、関西電力（株）、電源開発（株）、（一財）関西電気保安協会、（公社）日本電気技術者協会関西支部、中丹電気技術者協会、（一社）日本電設工業協会関西支部、関西電気工事工業会、（一社）火力原子力発電技術協会関西支部、（一社）送電線建設技術研究会関西支部、発電技術研究会、関西鉄道協会、（一社）大阪地中線協会、（一財）発電設備技術検査協会西日本支部、（一社）関西電気管理技術者協会、（一社）日本建設機械施工協会関西支部、関西内線工事研究会、（一社）日本ガス協会近畿部会、近畿ボイラー・タービン主任技術者会

4. 選考

経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、関西電気安全委員会に審査会を設け受表彰者を決定します。

5. 令和6年度・7年度の実施

令和6年度	表彰式	令和6年8月2日
令和7年度	推薦依頼	令和6年10月
〃	推薦締切	令和6年12月
〃	表彰式	令和7年8月予定

電気事業法関係手数料について

電気事業法関係手数料規則、電気工事士法施行令、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令から関係する手数料を抜粋します。

☆主任技術者免状関係

手数料の種類	手数料の額
電気事業法第44条2項第1号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者	6,600円
指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者	2,350円
第1種電気主任技術者免状又は第2種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者	14,200円
第1種電気主任技術者免状又は第2種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者（電子申請）	13,800円
第3種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者	8,100円
第3種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者（電子申請）	7,700円
主任技術者免状の再交付を受けようとする者	2,600円

☆電気工事士法関係

手数料の種類	手数料の額
特種電気工事資格者認定証交付手数料	4,700円
認定電気工事従事者認定証交付手数料	4,700円
特種電気工事資格者認定証再交付手数料	2,400円
認定電気工事従事者認定証再交付手数料	2,400円
特種電気工事資格者認定証書換え手数料	1,650円
認定電気工事従事者認定証書換え手数料	1,650円

☆電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）関係

手数料の種類	手数料の額
法第3条第3項の更新手数料（電気工事業登録更新手数料）	14,400円
登録証の訂正手数料	2,150円
登録証再交付手数料	2,150円
登録簿の謄本交付の手数料	820円
登録簿の閲覧の手数料	710円

※法第3条第1項の登録を受ける者は登録免許税法（昭和42年法律第35号）に基づく、登録免許税が課税されます。（課税額：90,000円）

1. 自家用関係の電気主任技術者、保安規程及び工事計画等の手続きに関することは**自家用係**へ
2. 実務経験による電気主任技術者免状（第1種、第2種、第3種）交付申請及び電気設備の技術基準に関することは**技術係**へ
3. 電気事故に関することは**電気事業用係**又は**技術係**へ
4. PCB関係及び発電設備のばい煙に関することは**環境保全係**へ
5. 火力発電設備及び燃料電池発電設備に関することは**火力係**へ
6. 太陽電池発電設備及び風力発電設備、蓄電所に関することは**新エネルギー係**へ（外部委託承認申請に関しては**自家用係**へ）
7. 電気工事士法、電気工事業法に関することは**技術係**へ
8. 電気使用制限等規制及び特定供給の許可申請に関することは**近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課需給調整係**へ

午前の受付 9 時 30 分～11 時 45 分、午後の受付 13 時 00 分～16 時 00 分です。

〒540-8535
大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館 本館2階
電話：06-6966-6047（自家用係）
06-6966-6048（火力係・環境保全係）
06-6966-6052（技術係）
06-6966-6056（電気事業用係、新エネルギー係）

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課のウェブサイト、メールマガジン及びX（旧Twitter）について

- YahooやGoogleなどのポータルサイトから「ほあんきんき」と入力して検索すると中部近畿産業保安監督部近畿支部のトップページがヒットするので、ここから電力安全課に接続してください。（<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/>）

- ウェブサイトの主な構成は以下のとおりです。

行政処分・指導

注意喚起

関係法令・・・電気事業法／電気工事二法／技術基準

自家用電気工作物・・・各種手続き／手続様式一覧

（需要設備）

電気工事・・・認定・特殊電気工事士／電気工事業法

火力発電・・・安全管理検査制度

環境関連・・・環境／PCB

免状交付・・・電気主任技術者／ボイラー・タービン主任技術者／
ダム・水路主任技術者

電気事故・・・報告要領

立入検査・・・自家用電気工作物／電気工事業／発電所／流通設備／登録調査機関

Q & A・・・電気主任技術者免状／電気工事二法／火力・自家用手続き／太陽光発電所

保安功労

業務概況

電気使用安全月間セミナー

- メールマガジン「中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課メールニュース」のサービスを実施しています。原則毎月1回、主に関係事業者の皆様を対象に、当課の動きやメッセージ等を内容とするメールマガジンを配信しています。配信登録（解除）を希望される方は、以下の配信登録・解除フォーム(SSL)よりお申し込みください。
また、登録内容の変更は、変更後の内容で改めて登録してください。

- 電力安全課メールマガジン（配信登録）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/dbc/pub/kansai02/merumaga_form07/create/input

- 電力安全課メールマガジン（配信解除）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/dbc/pub/kansai02/merumaga_form07/update/login



- X（旧Twitter）について、「中部近畿産業保安監督部近畿支部」でX（旧Twitter）のアカウントを開いたしました。電力安全、ガス・火薬類等の保安、鉱山保安の各産業保安分野について、情報発信を行っています。

- アドレスは以下のとおりです。

https://x.com/kinkan_tweet

運用方針についてもご確認ください。

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/annai/twitter.html>



ひとりひとりの意識で変わる

主唱:経済産業省

電気の
限度を超える
タコ足配線は
感電・火災の元です!



濡れた手や
汗による感電に
注意しましょう!



電 気 事 故 あ な た が 防 ぐ

電気設備は
定期的な点検
をしましょう!



切れた電線には
絶対に触らない
ようにしましょう!

暴風雨にそなえ
飛来物対策を
しましょう!



電気使用安全月間 2024年 8月1日»31日

令和6年
重点活動
テーマ

その1
感電・火災の防止のため、
身近な配線やコンセントを
見直しましょう

その2
無資格者の電気工事は
法令違反です、必ず電気工士の
資格を持った方に依頼しましょう

その3
自家用設備は、適切な保守点検と
計画的な更新で電気事故の
未然防止に努めましょう

その4
地震、雷、風水害などの
自然災害に備え、日頃から
電気の安全に努めましょう

その5
被災時に命と生活を
守るため、日頃から停電への
備えを万全にしましょう